

**第5次島根県子ども読書活動推進計画
(素案)**

令和 年 月
島根県教育委員会

－目次－

はじめに	1
第Ⅰ章 第5次島根県子ども読書活動推進計画の策定にあたって	2
Ⅰ 第5次計画の背景	2
1 国の動き	
(1) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	
(2) 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 における基本方針	
(3) 第4期教育振興基本計画	
2 県の動き	
Ⅱ 第4次計画期間中の成果と課題	7
1 新型コロナウイルス感染症の影響	
2 主な成果	
3 主な課題	
4 数値目標の進捗状況	
Ⅲ 第5次計画の基本的な考え方	28
1 計画の性質	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 他の計画との関係	
2 計画期間	
3 基本理念	
4 基本目標	
(1) 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る	
(2) 子どもの読書を支える人を育てる	
(3) 全ての子どもに読書を保障する環境を整える	
5 子どもの発達の段階ごとの目指す方向性	
6 第5次計画で重点的に取り組む事項	
(1) 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり	
(2) 学校図書館活用教育の更なる推進とICTの適切な活用	
(3) 多様な子どもたちへの読書機会の確保	
7 計画の進捗	
(1) 数値目標	
(2) 進捗管理	
第Ⅱ章 施策の方向と具体的な施策	34
Ⅰ 家庭における子どもの読書活動の推進	34
1 家庭の役割	
2 県の取組	

II	地域における子どもの読書活動の推進	36
1	図書館	
(1)	公共図書館の役割	
(2)	県の取組	
①	読書活動の推進	
②	司書の配置・資質向上	
③	資料や施設の環境整備	
2	子どもが集まる場（公民館・児童館等）	
(1)	子どもが集まる場の役割	
(2)	県の取組	
3	読書ボランティア等	
(1)	読書ボランティア等の役割	
(2)	県の取組	
III	幼稚園・保育所・認定こども園等における子どもの読書活動の推進	43
1	幼稚園・保育所・認定こども園等の役割	
2	幼稚園・保育所・認定こども園等における取組の推進	
3	県の取組	
IV	学校図書館活用教育の推進	45
1	学校（学校図書館）の役割	
2	学校（学校図書館）における取組の推進	
(1)	読書活動の推進	
(2)	言語活動や探究的な学習の充実	
(3)	校内体制の整備	
(4)	資料や施設の環境整備	
3	県の取組	
(1)	言語活動や探究的な学習の充実	
(2)	学校図書館への人材配置・研修の推進	
(3)	資料や施設の環境整備	
V	推進体制の充実	52
1	県における推進体制	
2	市町村、関係機関及び各種団体等との連携	
3	普及啓発活動の推進	
第3章	数値目標等	55
I	数値目標	55
II	参考指標	57

【附属資料】

附属資料 1	第 5 次子ども読書活動推進計画の策定の経過	・ ・ ・ ・ ・	●
附属資料 2	島根県子ども読書活動推進会議の設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	●
附属資料 3	島根県子ども読書活動推進会議委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	●
附属資料 4	子どもの読書活動の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・	●
附属資料 5	学校図書館法	・ ・ ・ ・ ・	●

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条）であり、社会全体で積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要です。

島根県では、令和2年3月に本県の教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、基本理念を「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」とし、その一つに「教育環境の充実」をまとめています。

また、「教育環境の充実」に向けて、「学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」として「読書活動の推進」を図っているところです。

今回策定しました「第5次島根県子ども読書活動推進計画」では、「子ども読書県しまね」の実現を目指して、これまでの基本理念「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」を継続しつつ、①乳幼児期からの本に親しむ環境づくり、②学校図書館活用教育の更なる推進とICTの適切な活用、③多様な子どもたちへの読書機会の確保、の3つを重点的に取り組む事項として定め、より一層子どもの読書活動の推進を図っていきます。

また、市町村、学校、市町村図書館等の関係機関や各種団体等と連携・協力し、積極的に子どもの読書活動を推進していきます。

I 第 5 次計画の背景

1 国の動き

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）が成立しました。推進法では、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務等が明記され、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画²」（以下「基本計画」という。）を策定・公表することが定められました。

この推進法に基づき、国は、平成 14 年 8 月に第一次基本計画を、平成 20 年 3 月に第二次基本計画を、平成 25 年 5 月に第三次基本計画を、平成 30 年 3 月に第四次基本計画を策定しました。

第四次基本計画期間中においては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（以下「第 6 次学校図書館計画」という。）の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められてきました。

一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や GIGA スクール構想³による学校の ICT 環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている可能性があります。

令和 5 年 3 月には、今後おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにした第五次基本計画が策定されました。

第五次基本計画においては、市町村推進計画策定率の向上が目標として示されています。

¹ **子どもの読書活動の推進に関する法律**：平成 13 年 12 月 12 日公布。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

² **子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画**：「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 8 月に閣議決定された国の基本計画。平成 20 年 3 月に第 2 次計画、平成 25 年 5 月に第 3 次計画、平成 30 年 4 月に第 4 次計画、令和 5 年 3 月に第 5 次計画が閣議決定された。

³ **GIGA スクール構想**：2019 年（令和元年）に開始された、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」の略。1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること、これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指すもの。

(I) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

① 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定

令和元年6月、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、読書バリアフリー法が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）が策定されました。

② 教育におけるデジタル化の進展

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DX⁴を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。

令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に必要な経費が計上されました。令和2年度第1次補正予算において、1人1台端末整備の前倒しや、家庭でもつながる通信環境の整備など、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境の整備に必要な予算が計上されました。加えて、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算に「GIGAスクール構想の拡充」等に必要な経費が計上され、GIGAスクール構想の実現が加速されています。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）に基づき、学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップを示す「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月26日）が策定され、さらに、ICTを活用するための環境整備やICTを活用した児童

⁴ 教育DX：教育デジタル・トランスフォーメーション（Digital Transformation）。教育現場においてデジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すもの。

生徒の資質・能力の育成等の基本方針が示されました。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年１２月２３日閣議決定）においては、将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子どもたちの教育の質を、教育DXを通じて全国どこでも向上させる必要があり、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示されました。さらに、GIGAスクール構想に基づくICT環境の整備に加え、それを最大限に活用した高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築等を通して、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むことが示されました。

それらに加え、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

③ 第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」の策定

令和４年１月、国は、令和４年度から令和８年度までを対象期間とする第６次学校図書館計画を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成５年３月２９日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書^５の配置拡充を図ることとされました。同計画に基づく地方財政措置は、５年間で２,４００億円、前計画から５０億円の増加となりました。

(2) 国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」における基本方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する、と示されています。

① 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ^６等の促進、入学時等の学校図書館のオリエン

^５ 学校司書：学校図書館の仕事に携わる専門的・技術的職員の総称。平成２６年に「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校司書が法的に位置付けられた。ただし、配置は努力義務であり、身分も雇用形態も様々。

^６ 読み聞かせ：読み手が本や絵本を子どもたちに読んで聞かせること。絵本の絵を見せながら読んで聞かせるのが一般的であるが、物語をただ読んで聞かせることもある。子どもが物語に親しむきっかけを作り、読書の素地や動機付けを行うことが目的であるが、読み手である親や教師、図書館員が聞き手である子どもとコミュニケーションを図ることに意義があるとも考えられている。（「図書館情報学用語辞典 第５版」より）

テーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生が主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進（探究的な学習活動等での図書館等の活用促進等）、大人を含めた読書計画の策定等

② 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

③ デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等の DX を進める

④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

(3) 第4期教育振興基本計画

令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画⁷（令和5年度～9年度）においては、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング⁸の向上」を掲げ、5つの基本方針と16の教育政策の目標及び指標が示されました。

基本方針の1つである「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」では、児童生徒等の心身の健やかな育成に向けて、豊かな感性を育む読書活動の推進が重要であるとされています。

また、基本方針「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」では、図書館等の社会教育施設が社会教育の拠点として自らが果たす役割を明確化するために、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要であることが示されています。

⁷ 教育振興基本計画：教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法17条1項に基づき政府として策定する計画。

⁸ ウェルビーイング：「次期教育振興基本計画について（答申）」（令和5年3月8日 中央教育審議会）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

2 県の動き

島根県では、平成 13 年の推進法の成立を受けて、平成 16 年 3 月に「島根県子ども読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、その後、平成 21 年 3 月に第 2 次計画、平成 26 年 4 月に第 3 次計画、平成 31 年に第 4 次計画を策定しました。第 2 次計画からは「子ども読書県しまね」を掲げ、義務教育段階における「学校図書館活用教育⁹」を全県展開することで、取組を推進してきました。

平成 26 年 7 月には「第 2 期しまね教育ビジョン 21」を策定しました。この教育ビジョンでは、「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、島根の教育目標を 3 つ挙げています。その目標の 1 つである「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます（向かっていく学力）」を達成するための施策として、「読書活動の推進」を位置付けて取り組んできました。

また、平成 29 年度からは、主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題にも粘り強く向かっていく力を育む魅力ある教育環境づくりを目指し、「教育の魅力化」の取組を推進しています。こうした力を育成するための一つの方法として「学校図書館活用教育」を位置付けて推進してきました。

そして、令和 2 年 3 月には「しまね教育魅力化ビジョン」（以下「教育魅力化ビジョン」という。）を策定し、島根県の教育が目指すべき姿を、基本理念「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」として示しています。

また、この教育魅力化ビジョンでは、教育環境の充実として「学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」の中で「読書活動の推進」を、「世代を超えて共に学び、育つ教育」の中で「図書館サービスの充実」を、それぞれ掲げているところです。

⁹ 学校図書館活用教育：学校の教育課程に学校図書館の利活用を位置付け、「豊かな人間性」や「情報を活用する力」を育成することで、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動の充実を図る教育活動。

Ⅱ 第4次計画期間中の成果と課題

Ⅰ 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年以降、世界中で感染拡大が続いてきた新型コロナウイルス感染症は、私たちの日常の暮らしや社会経済に大きな影響を及ぼしてきました。子どもたちの読書を取り巻く環境においても例外ではありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、県民への外出自粛要請による行動制限やイベント開催制限、各学校の臨時休業等によって、公共図書館の利用や児童生徒の学校図書館での活動とそれらの図書館へのアクセスが大きく制限を受けました。

第4次計画の計画期間（平成31年度から令和5年度まで）の大部分が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた期間と重複し、数値目標についても、次の6つの項目において特に大きな影響がありました。

数値目標③：県立図書館から公民館への児童書の団体貸出冊数（図表1）

数値目標④：県内の図書館等施設で開催される子ども関係の展示・イベントの実施回数（図表2）

数値目標⑥：県立図書館が主催または共催する研修会の参加延べ人数（図表3）

数値目標⑦：県立図書館が主催または共催する研修会への読書ボランティアの参加延べ人数（図表4）

数値目標⑭：県立図書館から学校への団体貸出冊数（図表5）

数値目標⑯：「子ども読書の日」に関連して読書啓発活動に取り組んだ公共図書館の割合（図表6）

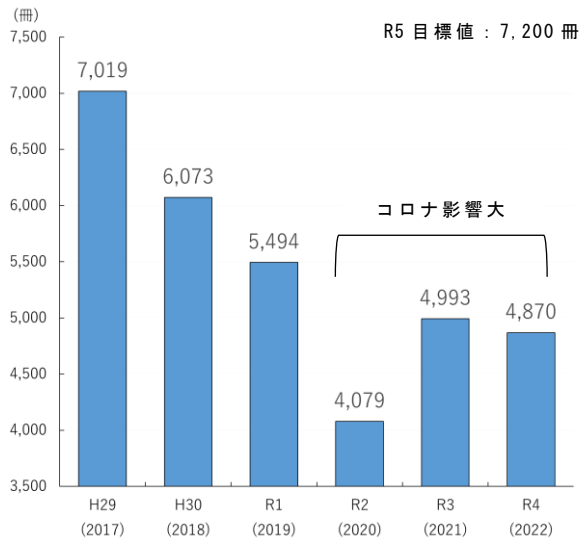
一方で、GIGA スクール構想に基づくデジタル化の推進などによって、感染症の感染リスクを極力低減しつつ、子どもたちの健やかな学びや読書環境を保障するために継続した取組や新しい取組もありました。

今後は、学習・情報センターの機能をもった学校図書館での教育実践を一層充実するとともに、ICT 活用とのベストミックス¹⁰を図っていく必要があります。

¹⁰ ベストミックス：2021年1月の中央教育審議会答申では、学校図書館について「学校におけるICT環境の整備とその全面的な活用は、長年培われてきた学校の組織文化にも大きな影響を与えているものである。例えば、紙という媒体の利点や必要性は失われない一方で、デジタルを利用する割合は増えていくであろうし、学校図書館における図書等の既存の学校資源の活用や充実を含む環境整備の在り方、校務の在り方や保護者や地域との連携の在り方、さらには教師に求められる資質・能力も変わっていくものと考えられる。」「学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用も併せて進める必要がある。」と述べられている。またGIGAスクール構想では「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すこと」が目的とされている（P2 脚注3）。よって、学校図書館の活用における「ベストミックス」とは、本や新聞、デジタル資料等の学校図書館の資料を活用して行ってきた「これまでの教育実践」とICT活用のそれぞれの利点を生かしながら、よりよい教育実践に取り組んでいくことであると捉えられる。

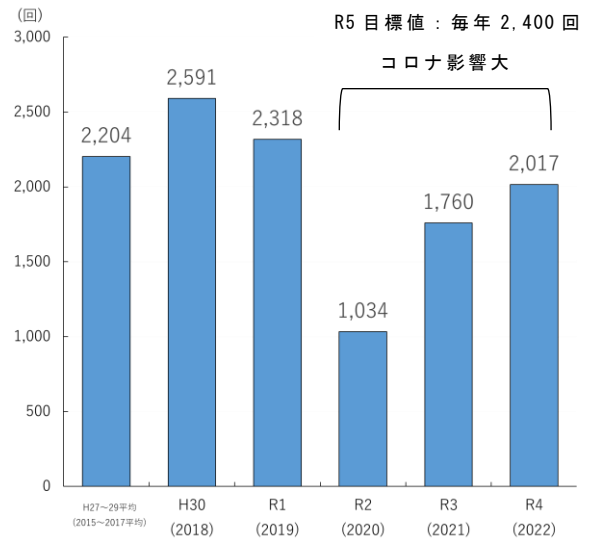
【新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けた数値目標】

図表１ 県立図書館から公民館への
児童書の団体貸出冊数
(数値目標③)



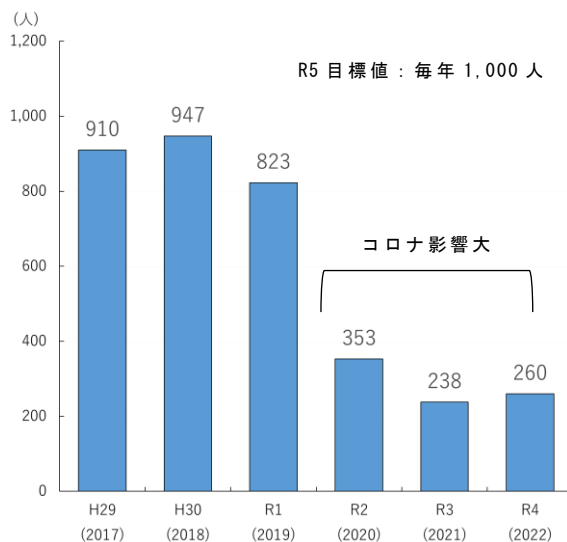
(備考) 県立図書館調査(各年度)より作成

図表２ 県内の図書館等施設で開催される
子ども関係の展示・イベントの実施回数
(数値目標④)



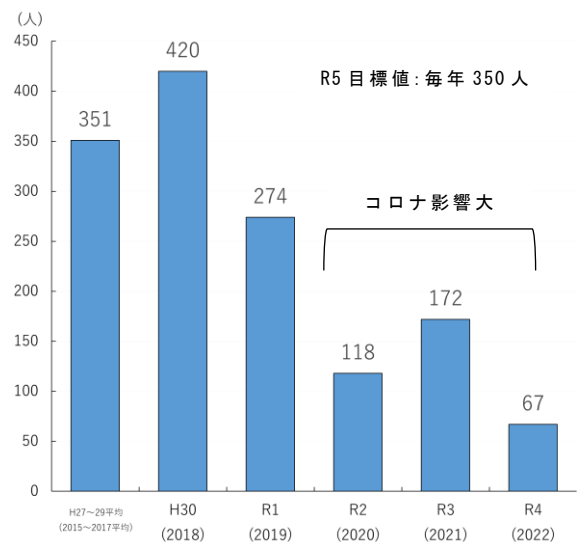
(備考) 島根県公共図書館協議会「島根県公共図書館年報」(各年度)より作成

図表３ 県立図書館が主催または共催する
研修会の参加延べ人数
(数値目標⑥)



(備考) 1 県立図書館調査(各年度)より作成
2 R3以降は学校司書研修の参加者数のみ

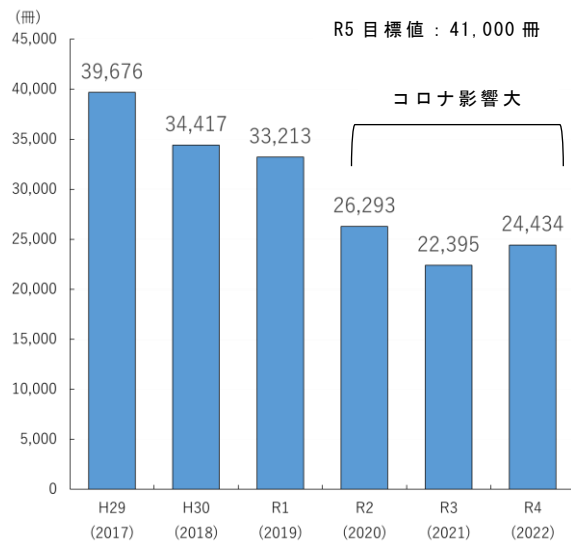
図表４ 県立図書館が主催または共催する
研修会への読書ボランティアの
参加延べ人数(数値目標⑦)



(備考) 県立図書館調査(各年度)より作成

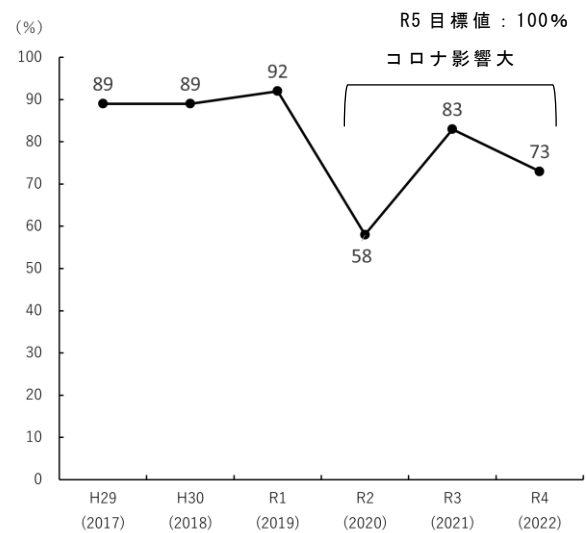
【新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けた数値目標】（続き）

図表5 県立図書館から学校への
団体貸出冊数（数値目標⑭）



（備考）県立図書館調査（各年度）より作成

図表6 「子ども読書の日」に関連して
読書啓発活動に取り組んだ
公共図書館の割合（数値目標⑯）



（備考）県立図書館調査（各年度）より作成

2 主な成果

(1) お楽しみ子育て絵本の整備・貸出

家庭での読み聞かせの時間を確保してもらうために、県立図書館において、1テーマ5冊の絵本で構成した「お楽しみ子育て絵本¹¹⁾」(100テーマ)を令和2年度に整備しました。

このうち1セットは、専用バッグに司書が選書した絵本を加えて、近くの図書館を通じて遠隔地在住の県民に貸出するサービスを実施しています。

(2) 推薦図書リスト等による情報提供

県立図書館において、推薦図書リスト「おすすめしたいこどものほん」(乳幼児・小学生向け)を作成し、県内幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等に配布するとともに、ホームページにて公開を行ってきました。

また、令和4年12月には、県立図書館のホームページに中高生向けページを新設し、「職員おすすめ本」や「書評雑誌に掲載された子どもの本」のリスト等、図書に関する情報提供を開始しました。

(3) ブックススタート

県内の全市町村において、市町村図書館や読書ボランティアと連携したブックススタート¹²⁾の取組が実施されています。絵本で喜ぶ子どもの姿や読み聞かせに対する子どもの反応を見て、親子読書¹³⁾の大切さに対する保護者の理解が進むとともに、絵本に添えられた図書館利用案内等は親子が図書館に足を運ぶきっかけとなっています。

(4) 絵本ダイアリー

令和3年度まで作成していた「しまね読みメンてちょう」について、取組対象を男性から家族全体に拡大し、令和4年度からは「絵本ダイアリー」に改称・改訂を行いました。

また、「絵本ダイアリー」を各市町村図書館及び県立図書館等で配布し、配布時期も読みメン月間である6月から、4月のこどもの読書週間前に変

¹¹⁾ お楽しみ子育て絵本：県立図書館作成の「おすすめしたいこどものほん」(長く読み継がれた本・最近刊行された本)リストに掲載された本や、子ども室で人気の本、定番のシリーズ本を中心に選定。「どんな本を選べばよいかわからない」という方や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により図書館でゆっくり本を選ぶ時間が取れない方に対し、本選びのきっかけにもらうことを目指している。

¹²⁾ ブックススタート：絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする図書館と保健所の協力活動。赤ちゃんの7~9か月検診時に、赤ちゃん絵本、アドバイス集、絵本のリスト、地域公共サービス情報などの入ったブックススタートパックを配布し、お話し会などを行い、読書相談に応ずる。(「図書館情報学用語辞典 第5版」より)

¹³⁾ 親子読書：家庭での読み聞かせのこと。親と子が共に絵本等にふれることで、子どもの心、言葉、夢が育つとし、昭和54年島根県教育委員会が策定した「島根県読書普及振興計画(昭和54~60年)」に、「親子読書」が盛り込まれ、子どもに対する読書普及事業として地域ぐるみで普及活動の促進が図られたことがはじまり。

更しました。

引き続き、必要に応じて「絵本ダイアリー」の内容の見直しや増刷を行い、「絵本ダイアリー」の活用を通して、広く読書活動の推進を図ります。

(5) バリアフリー図書

県立図書館では、誰でも利用しやすいバリアフリー図書¹⁴や、拡大読書器¹⁵、リーディングトラッカー¹⁶等の機器を揃え、環境整備を行ってきました。

また、令和2年度の子ども向けバリアフリーコーナーの拡充などによって、県立図書館子ども用バリアフリー図書の貸出冊数は大幅に増加し、令和4年度の貸出冊数は1,248冊となり、令和5年度目標値1,000冊を超えています（図表7：数値目標⑤）。

引き続き、子どもたちが自身の読みやすさに応じた図書や機器を活用して読書に親しむことができるよう、バリアフリー図書等の整備と利用促進を図る必要があります。

また、今後は視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ¹⁷」の活用や関係機関との連携強化も図っていきます。

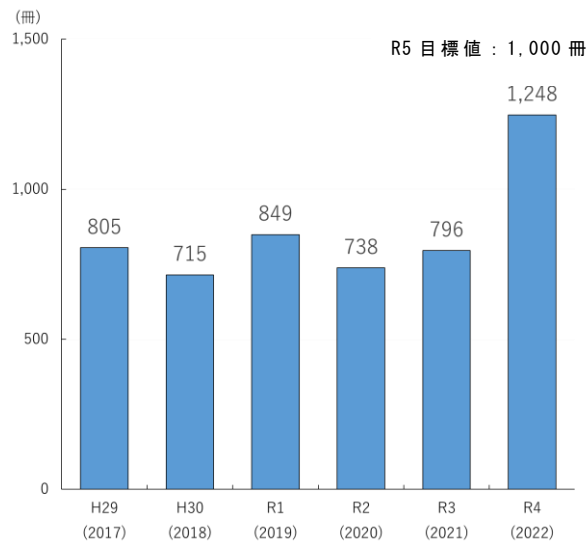
¹⁴ **バリアフリー図書**：従来型の活字印刷形態にとらわれず、誰もが読書や物語を楽しめるよう作成された書籍等の総称。平成26年度に県立図書館においてバリアフリー図書を整備した際には、大活字本、点字本、LLブック、絵事典、DAISY図書、マルチメディアDAISY図書、音声CD、布絵本、エプロンシアター、パネルシアターを対象とした。

¹⁵ **拡大読書器**：弱視者、高齢者用に、本や雑誌など印刷資料を拡大してモニター画面に映写する装置。機種によっては最大40倍以上に拡大できるもの、カラー画面のものなど高機能化が進んでいる。（「図書館情報学用語辞典 第5版」より）

¹⁶ **リーディングトラッカー**：両隣の行の文字を隠して、読みたい行を見えやすくできる読書補助具。

¹⁷ **サピエ**：視覚障がい者等、活字による読書に困難のある者に対して、各種の情報を提供するオンラインサービス。サピエ図書館はその主たるサービスであり、全国の点字図書館等の会員施設・団体が製作または所蔵する点字資料、録音資料、DAISY資料等を対象に検索やダウンロード、オンラインリクエストができる。（「図書館情報学用語辞典 第5版」より）

図表 7 県立図書館子ども用バリアフリー図書の
貸出冊数（数値目標⑤）



（備考）県立図書館調査（各年度）より作成

(6) しまね子ども読書フェスティバル

平成 16 年度以降、県では市町村と協力しながら「しまね子ども読書フェスティバル¹⁸」を毎年開催しており、近年では毎年 2～3 地域で開催してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、「しまね子ども読書フェスティバル」を継続的に開催することができ、各地域で子ども読書活動の大切さを理解するきっかけになるとともに、図書館を中心とした読書ボランティア・団体のネットワークが強化され、フェスティバル後も子どもの読書活動の継続につながっています。

今後は、まだ開催したことがない地域や前回の開催から期間が空いている地域への働きかけも行っていきます。

(7) 市町村図書館等の職員研修

市町村図書館等¹⁹への巡回の機会を利用して、県立図書館職員が市町村からの要望に応じて児童サービスに関する実務研修を実施しました。

(8) 学校図書館活用教育

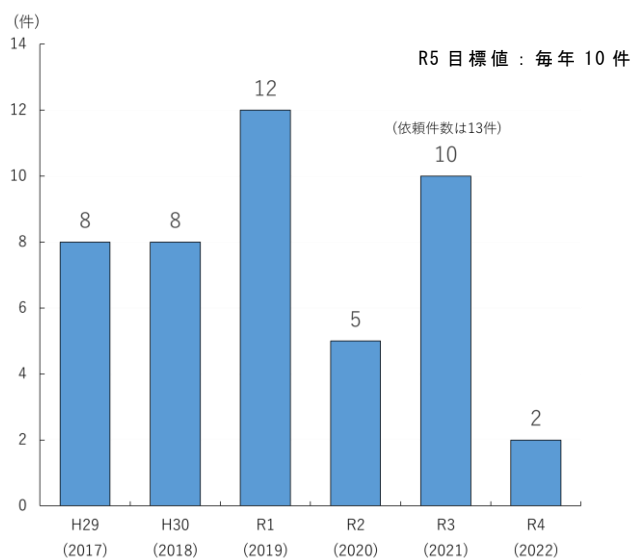
「学校図書館活用教育研究事業」研究指定校による研究推進と授業公開により、県内への普及促進が進展、成果物の蓄積も進んできました。

¹⁸ しまね子ども読書フェスティバル：子ども読書活動を推進するために県から年 3 か所程度の団体に委託し、各地で開催するフェスティバル。子どもたちが読書の楽しさを体験するとともに、家庭における子ども読書活動の推進を目指して実施。

¹⁹ 市町村図書館等：県内 17 市町にある 39 の公共図書館及び公共図書館未設置の 2 町村にある 2 の中心読書施設（奥出雲町農村環境改善センター図書室、知夫村立知夫小中学校図書館）を指す。

平成 29 年度から令和 3 年度までは、県立図書館に指導主事を配置し、県内各地で研修会を開催しました。令和 4 年度は、学校図書館活用教育研究指定校の校内研修へ教育指導課から講師派遣を行いました（図表 8）。

**図表 8 学校図書館活用教育に関する
市町村主催の研修会や校内研修会等への
講師派遣件数（数値目標⑬）**



（備考） R 3 までは県立図書館調査（各年度）より作成
R 4 は県教育指導課調査（各年度）より作成

(9) 学校司書等の配置

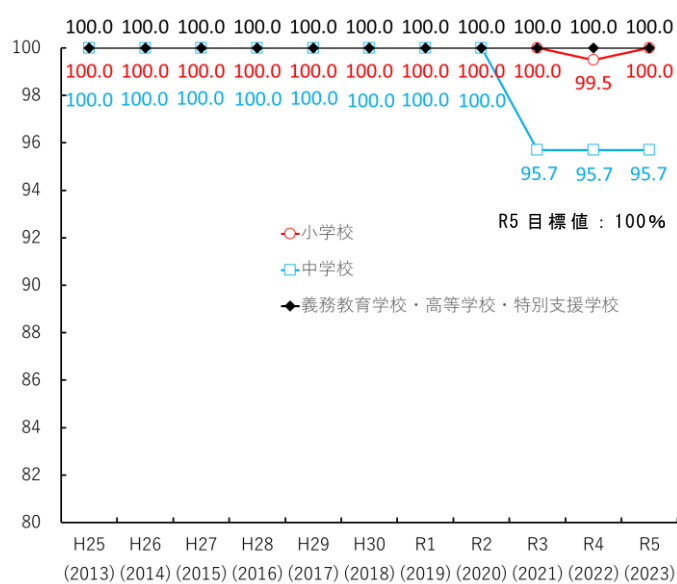
令和 3 年度より学校司書等の「学びのサポート事業」として、小中学校への学校司書等配置の補助を継続してきました。

また、12 学級未満の県立高等学校 17 校及び特別支援学校 12 校の図書館に、会計年度任用職員として学校司書を配置してきました。

学校司書等は県内のほぼ全ての公立小中学校と県立学校で継続的に配置されており、「人のいる図書館」の意義の実現と児童生徒の読書活動に関する取組の推進に貢献しています（図表 9）。

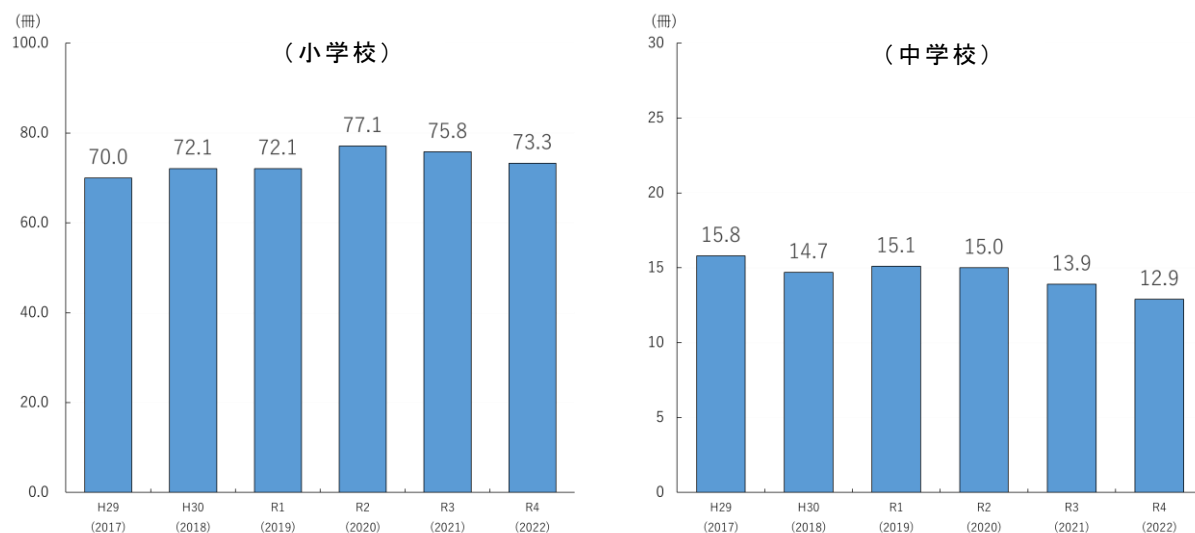
一方で、小学校では「児童生徒一人当たり平均貸出冊数」が増加傾向でしたが、令和 3 年度以降はやや減少傾向に転じてきています。一方で中学校では令和元年度以降でやや減少傾向、高等学校では令和 2 年度をピークに減少しています（図表 10、11）。

図表 9 学校司書等配置率（数値目標⑫）



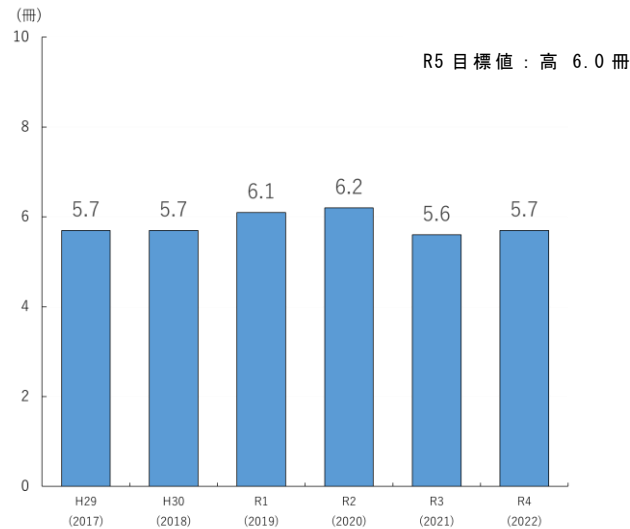
- （備考） 1 県教育指導課・県特別支援教育課調査（各年度）より作成
 2 小学校・義務教育学校・中学校の数値は、公立学校における図書館数（分校含む）に占める学校司書等の配置人数。小中同一校舎・同一館は中学校分として計上。
 3 高等学校の数値は、県立学校の数値のみ。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

図表 10 児童生徒一人あたりの年間図書貸出冊数



（備考） 県教育指導課調査（各年度）より作成

図表 11 生徒一人あたりの年間図書貸出冊数
(数値目標⑨)



(備考) 1 県教育指導課調査(各年度)より作成
2 H30 及び R3 に集計方法を変更

(10) 学校図書館活用教育図書

平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間にわたり、各市町村の要望に応じて、学校図書館活用教育図書として毎年度約 130 冊以上の図書を寄託しました。

年鑑等の内容的に更新の必要が高いものを中心に、買換え・補充を進めることで、子どもたちの学習ニーズに対応しました。

(11) ビブリオバトル

近年、全国で注目を集めている書評合戦(ビブリオバトル²⁰)について、県内では各学校の校内行事や地域の読書イベントとして行われてきました。平成 29 年度は有志による実行委員会の主催で、平成 30 年度は県図書館協会²¹の主催で高校生を対象とした県大会が開催されました。

令和元年度からは、全国高等学校ビブリオバトル島根県大会実行委員会を組織し、官民連携しながら継続的に取組を進めてきました。

²⁰ ビブリオバトル：参加者同士で自分の気に入った本を持ち寄り、その本の魅力を紹介し合う書評ゲーム。発表参加者が一人 5 分間で 1 冊の本を紹介し、それを聞いた参加者(聴衆)とディスカッションを行う。全ての発表が終わった後、どの本が読みたくなかったかを基準に、参加者全員で投票を行って勝者を決める。最多票を得た本を「チャンプ本」と呼ぶ。(「図書館情報学用語辞典 第 5 版」より)

²¹ 県図書館協会：図書館事業の振興及び読書の普及を図り、島根県の文化の向上に寄与することを目的として、平成 25 年 6 月に設立。構成団体は島根県公共図書館協議会、島根県高等学校図書館研究会、島根県学校図書館協議会、島根県大学・高等専門学校図書館協議会、島根県書店商業組合、公益財団法人しまね女性センター、県教育指導課、県特別支援教育課及び県社会教育課。

毎回 10 名前後のバトラー（発表者）が書評を行うだけでなく、高校生が自らサポーターとなって、主体的に大会の進行を進めることで、幅広い学びの機会にもつながっています（図表 12）。

大会参加者からは「本を読みたいという気持ちになりました」との声が多く聞かれました。

今後も、児童生徒の読書意欲を向上させるこのような取組を推進します。

図表 12 全国高等学校ビブリオバトル島根県大会参加者数

	実行委員	バトラー (発表者)	高校生 サポーター	大人 サポーター	観覧者
R 元	8	13	12	15	32
R 2	11	9	11	9	34
R 3	10	10	16	4	43
R 4	12	10	14	12	34

（備考） 1 県社会教育課調査（各年度）より作成

2 R 3、4 は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、一般観覧者の募集なし

3 主な課題

(1) 子ども読書に関する市町村の状況

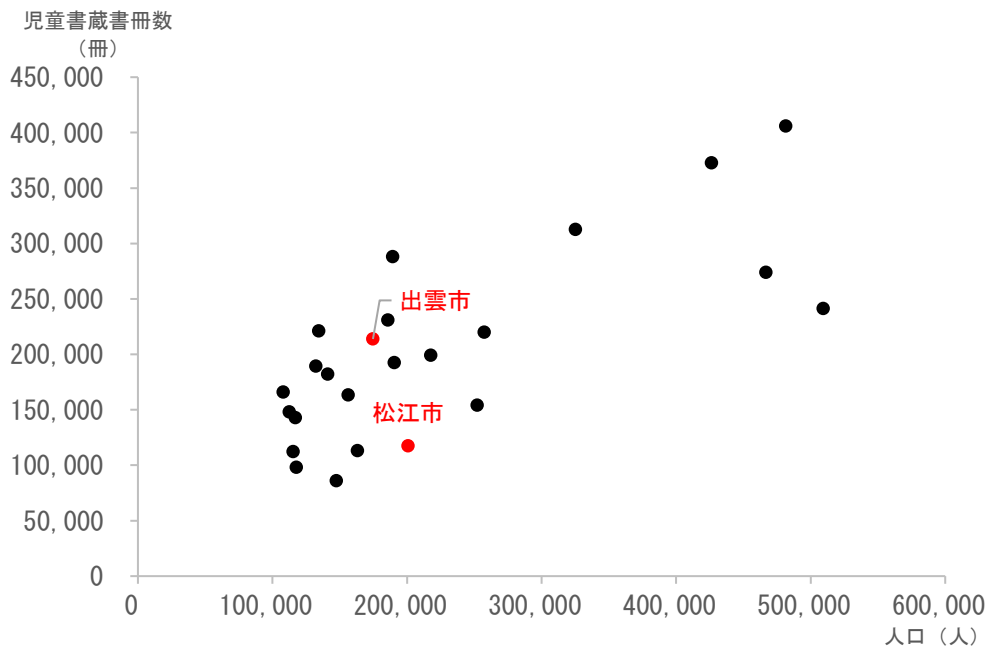
子どもの身近にある市町村図書館等において、子ども読書環境が整備されていることが重要です。近年、県内においては、平成30年に雲南市立大東町図書館及び西ノ島町コミュニティ図書館、令和元年に津和野町立日原図書館、令和2年に飯南町立中央図書館、令和3年に浜田市立旭図書館及び弥栄図書館が増改築や移転オープンするなど、施設面の環境整備は進みつつあります。

他方で、ソフトの面として、児童書の蔵書冊数について県内の市町村図書館等と中国・四国地方で同規模の自治体と比較してみると、人口10万人以上の市では出雲市、人口10万人未満の市町村では川本町、吉賀町、邑南町、安来市、浜田市で特に多くなっており、一方で公立図書館の設置がない知夫村と奥出雲町や、公立図書館の設置がある松江市、飯南町、隠岐の島町、江津市が少なくなっています（図表13-1、13-2）。

県内の市町村図書館等における12歳未満の子ども一人あたりの児童書貸出冊数を見てみると、安来市、出雲市、川本町が多くなっており、一方で江津市、益田市、美郷町が少なくなっています（図表14）。

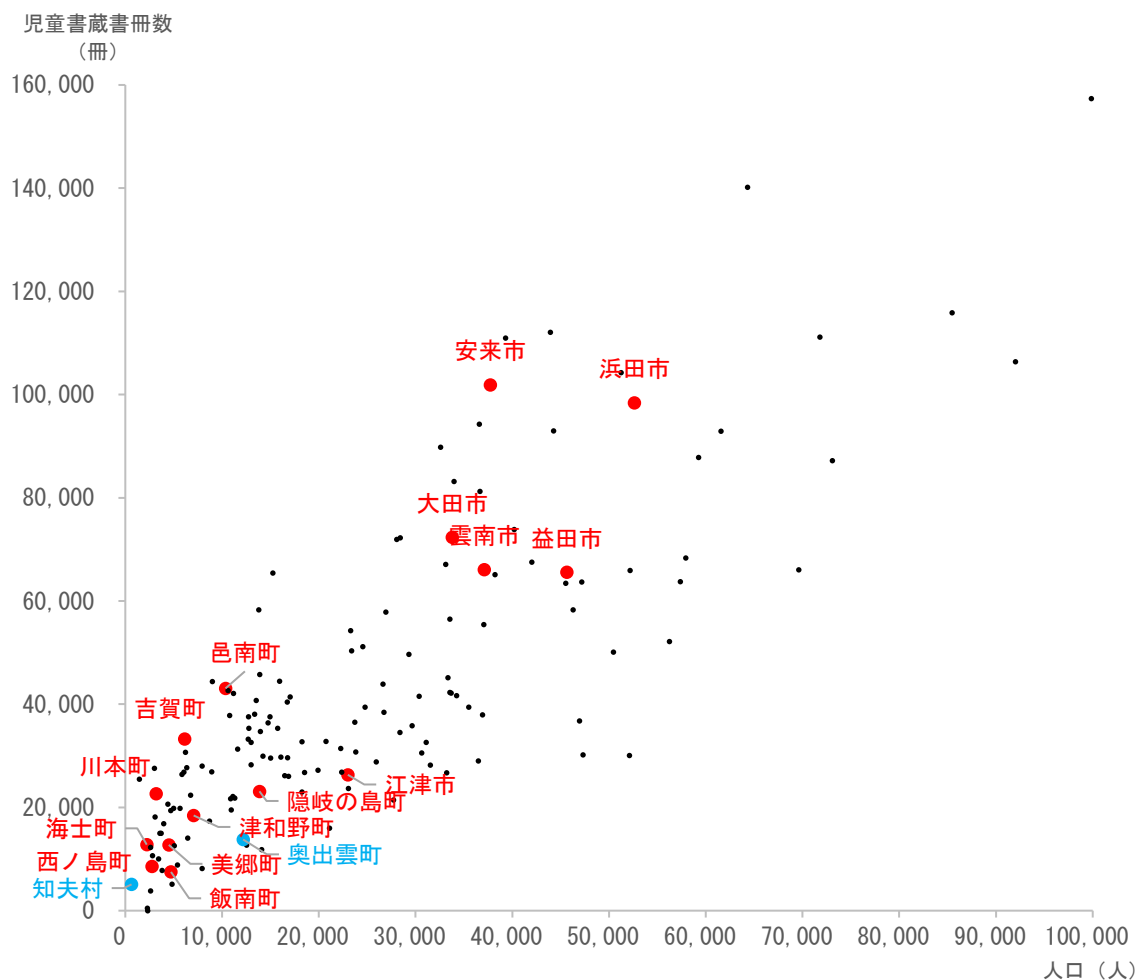
市町村によって差があるものの、身近な市町村図書館における読書環境を、より一層充実させる必要があります。

図表13-1 公立図書館の児童書蔵書冊数
(中国・四国地方の人口10万人から60万人未満の市)



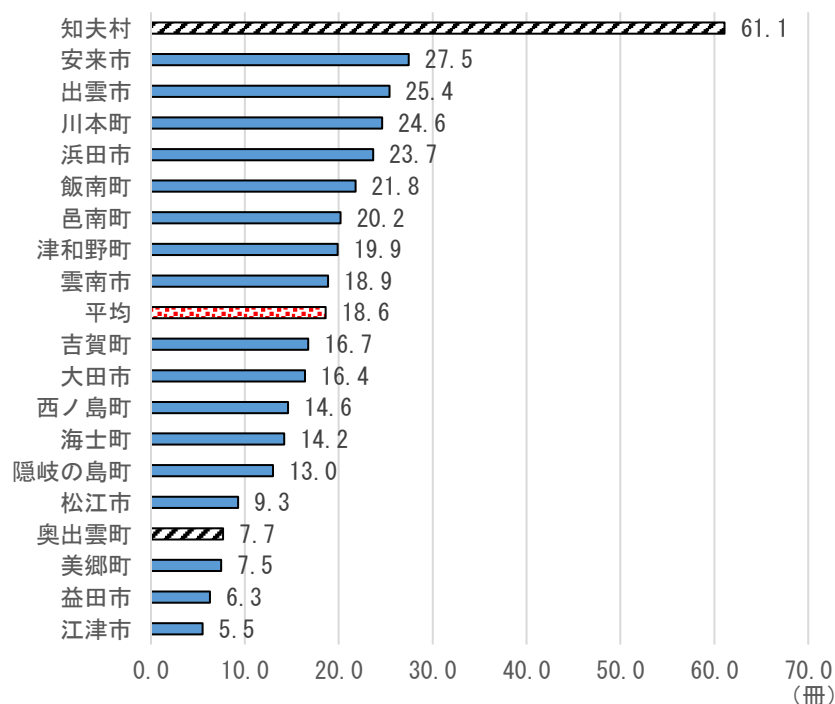
- (備考) 1 日本図書館協会「日本の図書館 統計と名簿2022」より作成
2 児童書蔵書冊数は令和3年3月31日現在
3 同一自治体内に市町村の公立図書館が複数ある場合には、児童書蔵書冊数は合計の冊数
4 人口は令和3年1月1日現在(「全国市町村要覧[令和3年版]」(第一法規)より)
5 データは、「日本の図書館 統計と名簿2022」に掲載のある中国・四国地方の人口10万人以上60万人未満の24市(うち島根県内は2市。県外の市町村名は省略)を抽出

図表 13-2 公立図書館の児童書蔵書冊数
(中国・四国地方の人口 10 万人未満の市町村)



- (備考) 1 日本図書館協会「日本の図書館 統計と名簿 2022」より作成
 2 児童書蔵書冊数は令和 3 年 3 月 31 日現在
 3 同一自治体内に市町村立の公立図書館が複数ある場合には、児童書蔵書冊数は合計の冊数
 4 人口は令和 3 年 1 月 1 日現在「全国市町村要覧 [令和 3 年版]」(第一法規)より
 5 データは、「日本の図書館 統計と名簿 2022」に掲載のある中国・四国地方の人口 10 万人未満の 150 市町村(うち島根県内は 15 市町。県外の市町村名は省略)を抽出したものと、公民館図書室等の奥出雲町、知夫村

図表 14 12歳未満の子ども一人あたりの児童書貸出冊数
(県内の市町村立の公立図書館等)



- (備考) 1 島根県公共図書館協議会「令和4年度島根県公共図書館年報」より作成
 2 奥出雲町と知夫村は公民館図書館等
 3 知夫村は学校内にある小中学校図書館が公民館図書室としての役割を担っていることから数値が突出
 4 12歳未満の子ども人口は島根県「令和3年 島根の人口移動と推計人口」(令和3年10月1日現在)

(2) 子ども読書に関わる方と保護者への啓発

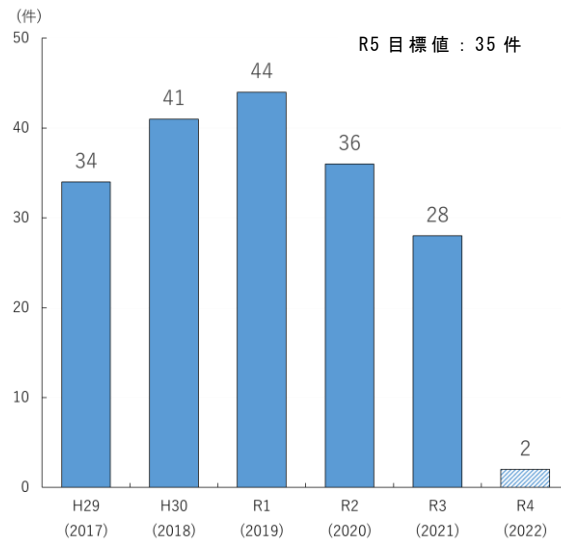
県立図書館に読書普及業務を専任で行う読書普及指導員を配置し、親子読書アドバイザー²²や読書ボランティア等、子ども読書に関わる方への支援として研修会の開催を行うとともに、子ども読書にかかる保護者への啓発活動を行ってきました(図表15:数値目標①)。

読書普及指導員の配置は令和3年度末に終了しましたが、令和4年度以降は研修会や啓発活動の手法を変更して開催しています。

今後、研修会や啓発活動の手法変更に伴う状況を市町村にヒアリングし、人材育成や意識啓発の有効な進め方について検討する必要があります。

²² 親子読書アドバイザー：乳幼児期の親子読書を県内全域に広めるために、県立図書館が平成24年から26年にかけて養成した地域のボランティア。

図表 15 読書普及指導員の派遣件数
(数値目標①)



(備考) 1 県立図書館調査(各年度)(～R3)及び県社会教育課調査(R4)より作成
2 R4年度からは「子ども読書に関する研修会の開催回数」に目標項目を変更
(島根創生計画のR5目標値:10回)

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等への団体貸出

県立図書館では、蔵書が不足している幼稚園・保育所・認定こども園等²³を支援するため、本館や西部読書普及センターから児童書の団体貸出を行ってきました。

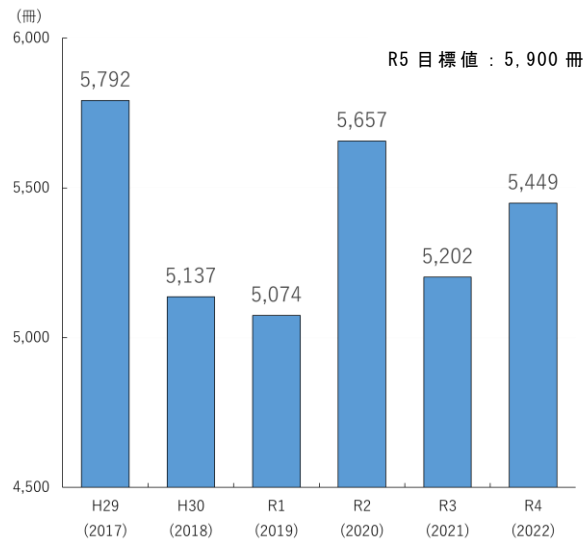
令和3年度には「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本²⁴」を整備し、市町村図書館等を通じて幼稚園・保育所・認定こども園等に対するセット貸出を開始しました。

新型コロナウイルス感染症による休園等の影響を受けて利用が低下し、令和4年度における団体貸出冊数5,449冊となっており、令和5年度目標値5,900冊に届いていません(図表16:数値目標②)。

²³ 幼稚園・保育所・認定こども園等：幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設。

²⁴ 幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本：県立図書館作成の「おすすめしたいこどものほん」(最近刊行された本)リストに掲載された本を中心に選定。多くの園児を抱えながらも絵本が不足している幼稚園・保育所・認定こども園等に対し、読み聞かせに適した絵本100冊をセット貸出する。

図表 16 県立図書館から幼稚園・保育所等への
児童書の団体貸出冊数
(数値目標②)



(備考) 県立図書館調査(各年度)より作成

(4) 読書習慣

文部科学省「全国学力・学習状況調査」によると、「平日に学校の授業時間以外で 30 分以上読書をする児童生徒の割合」は、令和 5 年度調査において小学校で 30.8%、中学校で 26.6%となっており、平成 29 年度と同調査と比較して小学校はほぼ横ばい、中学校は減少しています。いずれも全国平均を下回っています(図表 17:数値目標⑧)。

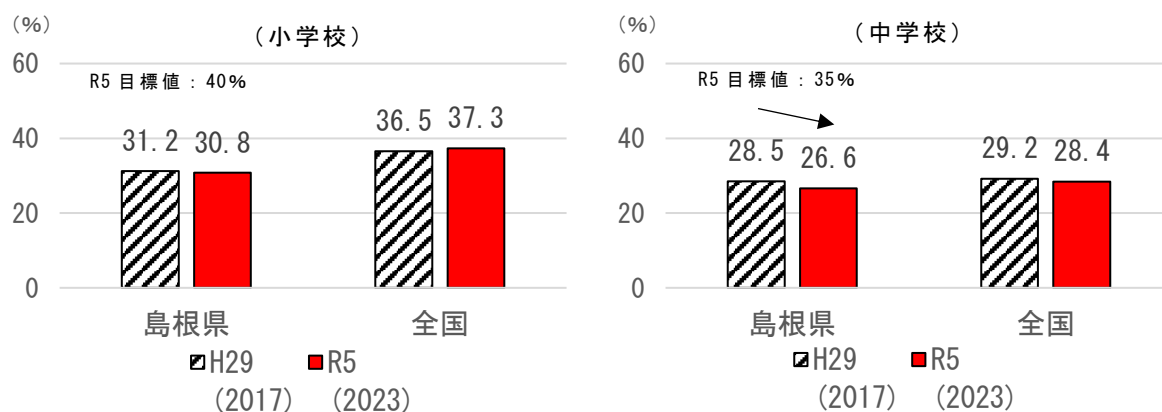
また、「平日に学校の授業時間以外で全く読書をしない児童生徒の割合」は、令和 5 年度調査において小学校で 27.8%、中学校で 32.3%になっており、平成 29 年度と同調査と比較して、小学校の数値は増加、中学校の数値は微増しており、読書の状況は悪化しています(図表 18)。

一方で、「読書が好きな子どもの割合」は、令和 5 年度調査において小学校で 63.5%、中学校で 65.6%になっており、平成 29 年度と同調査と比較して、小学校・中学校ともに数値は減少しています。(図表 19)。

また、年齢が進むにつれて読書離れの傾向がみられることも指摘されています。

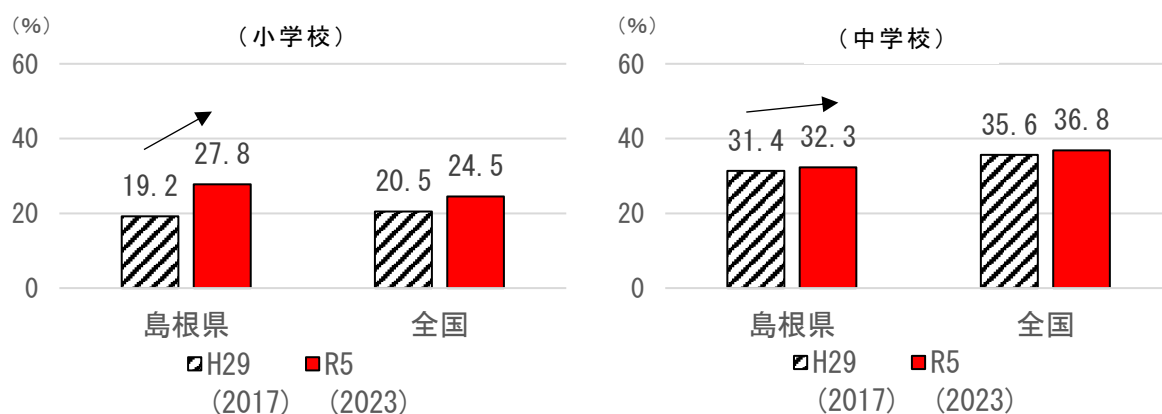
学校における読書活動の更なる充実を図るとともに、就学前から読書習慣の定着を図っていく必要があります。

図表 17 平日に学校の授業時間以外で 30 分以上読書をする児童生徒の割合
(数値目標⑧)



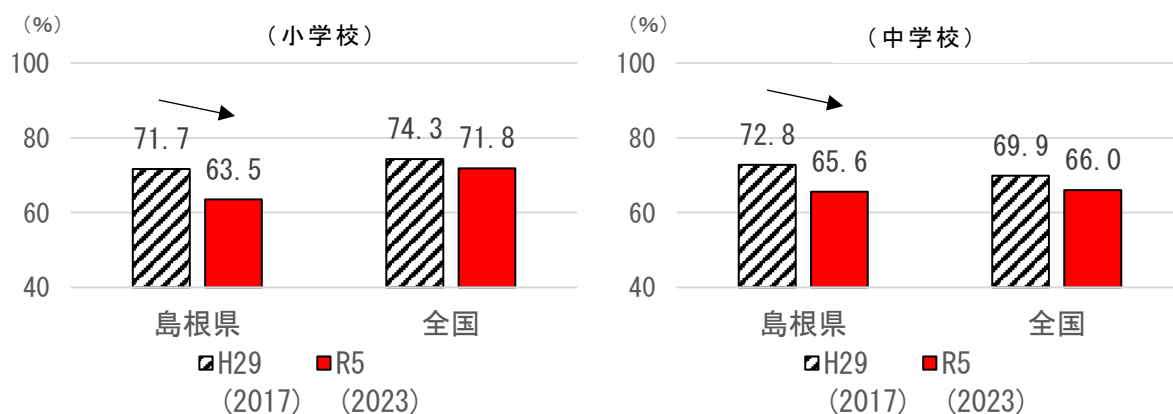
- (備考) 1 文部科学省「全国学力・学習状況調査」より作成
2 「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどのくらいの時間、読書をしますか」の問いに対し、「2時間以上」「1時間以上、2時間より少ない」「30分以上、1時間より少ない」の合計

図表 18 平日に学校の授業時間以外で全く読書をしない児童生徒の割合



- (備考) 1 文部科学省「全国学力・学習状況調査」より作成
2 「学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどのくらいの時間、読書をしますか」の問いに対し、「全くしない」

図表 19 読書が好きな子どもの割合



- (備考) 1 文部科学省「全国学力・学習状況調査」より作成
2 「読書が好きですか」の問いに対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計

(5) 学校図書館活用教育

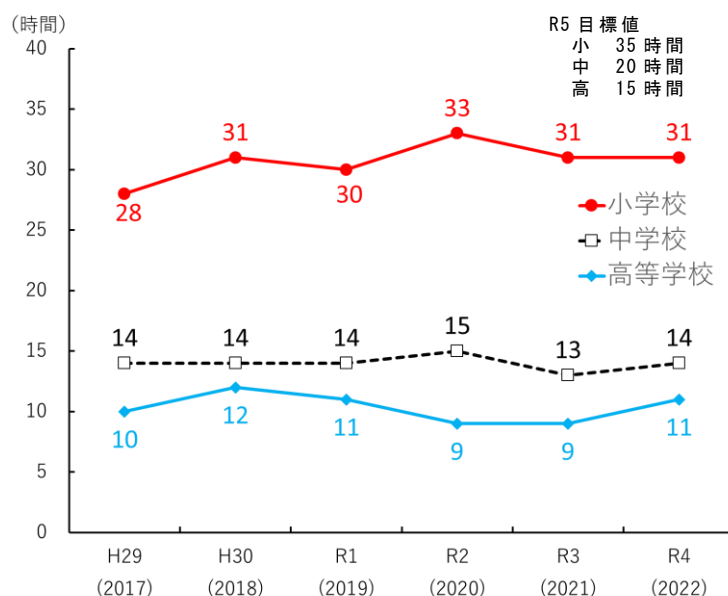
高等学校において、学校図書館を活用した授業の教科数は増加傾向にあります。特に８割以上の学校が総合的な探究の時間で活用しており、探究的な学習の充実が図られています。一方で、学校図書館を活用した１クラスあたりの授業実施時間数は、小学校では微増ですが、中学校・高等学校では横ばい傾向にあります。（図表 20：数値目標⑩）

学校図書館を活用した学習活動の推進には司書教諭のコーディネートが重要ですが、司書教諭²⁵が発令されていない学校や、学級担任や他校務分掌との兼務が多い等、役割を十分に果たせる状況ではない学校も少なくありません。

また、学校間、教職員間での学校図書館活用の必要性や授業イメージの具体化にも差がある状況であり、司書教諭や学校図書館の役割の重要性についての理解促進が必要です。

また、GIGA スクール構想に基づくデジタル化が急速に進展していることを踏まえ、これまでの学校図書館活用教育の成果と ICT 活用のベストミックスを図ることが必要です。

図表 20 学校図書館を活用した各学年１クラスあたりの授業実施時間（数値目標⑩）



（備考） 1 県教育指導課調査より作成

2 高等学校の数値は、教育指導課事業対象校 17 校の数値

(6) 学校図書館図書標準

令和４年１月に策定された第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づき、全ての公立小中学校等での学校図書館における「学校図書館図

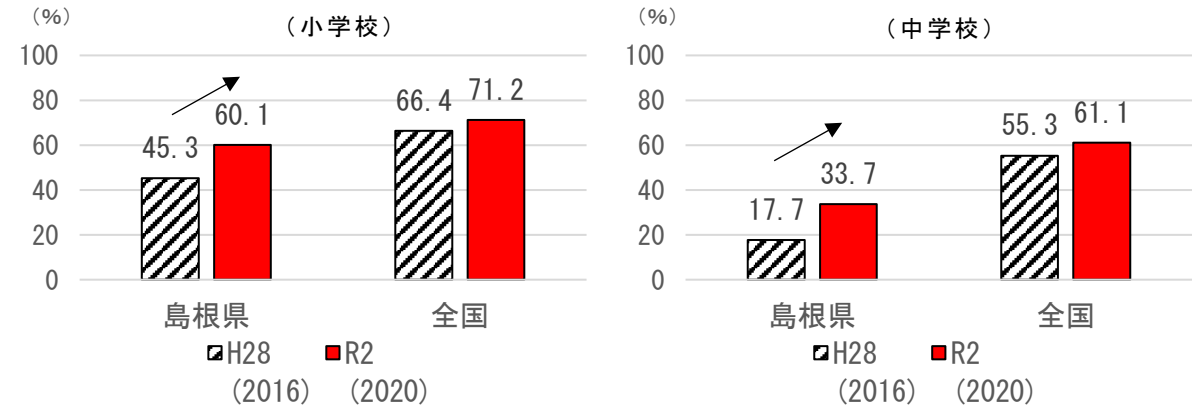
²⁵ 司書教諭：「学校図書館法」第５条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務に携わる職員で、教員免許状を有し司書教諭講習を修了した教諭をもって充てる。「学校図書館法の一部を改正する法律」により、平成１５年度から１２学級以上の学校に配置されている。

書標準」の達成や計画的な図書の更新などのために、国から地方財政措置が行われています。

文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」によると、島根県における小中学校において、「学校図書館図書標準」を達成している学校数の割合はそれぞれ改善されているものの、小学校・中学校ともに全国平均を下回っており、学校図書館環境のさらなる改善が必要となっています（図表21-1）。

島根県では、これまで古くなった学校図書の廃棄も進めてきたこともあり、小学校・中学校ともに図書標準達成率75～100%未満の割合が高くなっています（図表21-2）。

図表 21-1 学校図書館における図書標準達成率



(備考) 1 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(各前年度3月31日現在)より作成
2 「学校図書館図書標準」とは、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、国が平成5年3月に定めたもので、学級数に応じて整備すべき蔵書冊数を設定

図表 21-2 学校図書館における図書標準達成率

(小学校)

	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成(100%以上)
島根県			7.6% (15)	32.3% (64)	60.1% (119)
全国	0.1%	0.6%	5.8%	22.3%	71.2%

(中学校)

	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成(100%以上)
島根県		2.2% (2)	13.0% (12)	51.1% (47)	33.7% (31)
全国	0.3%	1.8%	10.3%	26.5%	61.1%

(備考) 1 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」(令和2年3月31日現在)より作成
2 () は学校数

(7) 司書教諭の発令

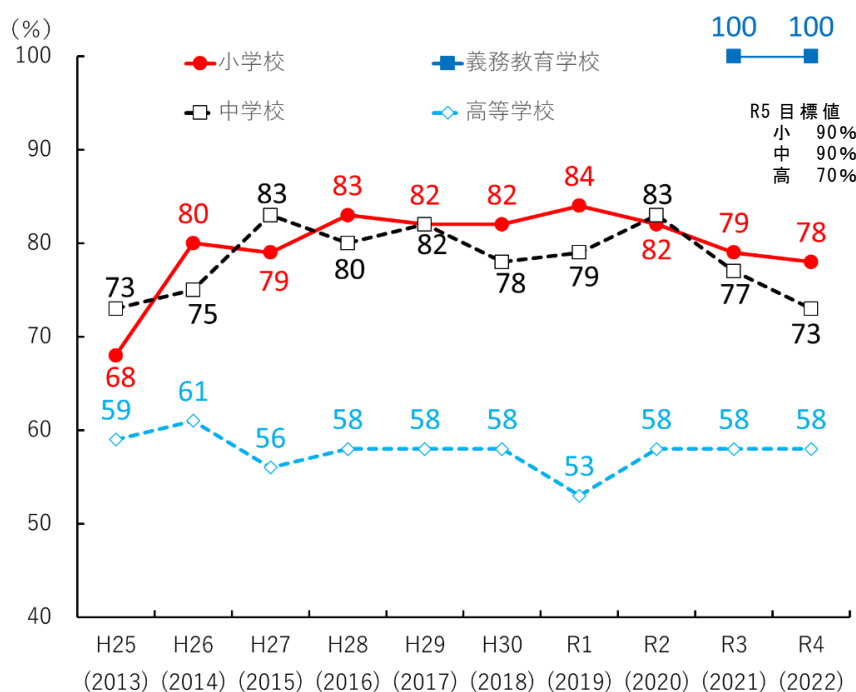
司書教諭養成講習に参加するための旅費や受講費の助成などもあり、平成 25 年度以降における司書教諭の発令²⁶率は、公立小中学校において向上してきましたが、近年は若干減少傾向となっています（図表 22：数値目標①）。

一方で、県立高等学校での発令は 5 割から 6 割程度の割合で推移しており、発令が進んでいない状況です。

また、公立小中学校、高等学校ともに、司書教諭が図書館活用にかかる時間を確保できていない状況があります。

管理職や教員に対して、司書教諭や学校図書館の役割の重要性の理解を促進し、司書教諭の発令や司書教諭受講助成活用の勧奨を図ることが必要です。

図表 22 司書教諭発令率（数値目標①）



- (備考) 1 県教育指導課・県特別支援教育課調査（各年 5 月 1 日現在）より作成
 2 小中学校・義務教育学校は公立学校の数値
 3 高等学校の数値は、県立学校のための数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。
 4 特別支援学校の数値は、全 12 校のうち、各校 1 名以上の配置している学校数の割合

²⁶ 司書教諭の発令：学校図書館司書教諭については、平成 15 年の「学校図書館法」の改正により、12 学級以上の学校には必ず置かなければならないとされている。第 2 項で「教諭をもって充てる」と規定されているが、この「充てる」は、学校教育法施行規則に「教務主任及び学年主任は、教諭をもって、これに充てる」「生徒指導主事は、教諭をもって、これに充てる」「進路指導主事は、教諭をもって、これに充てる」と同様であり、司書教諭は、教諭が担当する校務分掌の一つとして職務命令により発令されることとなる。したがって、その発令については、当該学校の教職員の服務を監督する一般的権限を有する教育委員会が行うか、または当該学校の校務をつかさどる地位にある校長が行うこととなる。

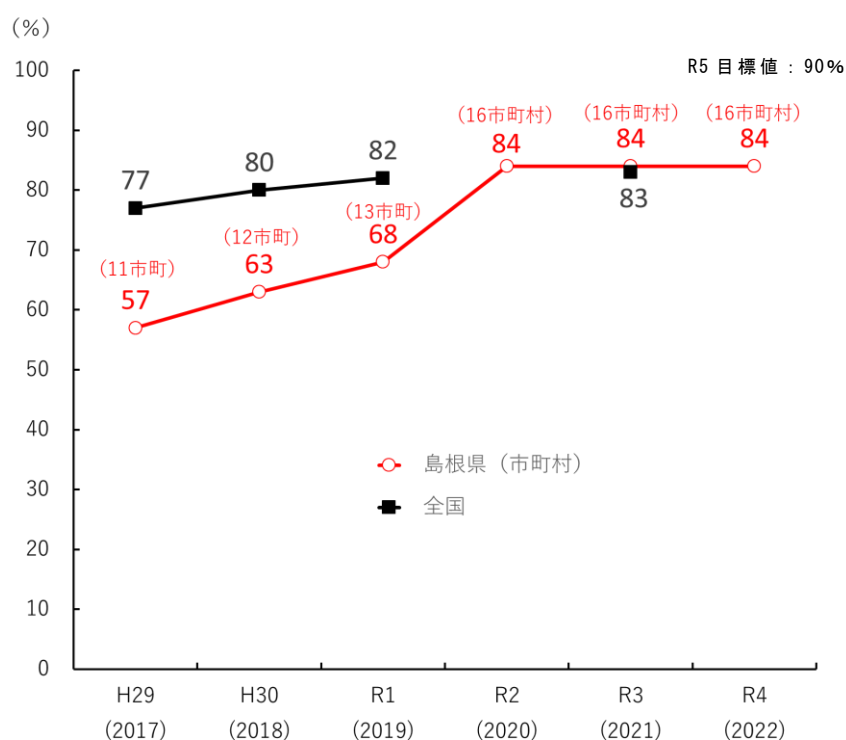
(8) 市町村子ども読書推進計画

市町村における子ども読書推進計画の作成は、推進法第9条第2項に基づき努力義務とされているところです。

県内の市町村における子ども読書活動推進計画の策定については、平成30年度以降計画の策定が大きく進んだところですが、令和5年3月末現在において16市町村で計画策定済（84％）となっており、令和5年度目標値（90％）には届いていません（図表23：数値目標⑮）。

地域の実情に応じた子ども読書活動を推進する取組が、学校や図書館、民間団体等の連携・協力により、総合的かつ計画的に実施されていくためには、市町村における推進計画の策定や適切な改定が必要です。

図表 23 市町村子ども読書活動推進計画の策定率
（期限切れを含まない）（数値目標⑮）



- （備考）1 県社会教育課調査（各年度3月31日現在）及び文部科学省「都道府県及び市町村における子ども読書活動推進計画の策定状況調査」（各年度3月31日現在）より作成
2 R2年度は文部科学省調査実施なし

4 数値目標の進捗状況

数値目標の項目	H29 (基準)	R4 (実績)	R5(※1) (目標)	出典
①読書普及指導員の派遣件数 → 令和4年度からは「子ども読書に関する 研修会の開催回数」に変更	34 件	R3: 28 件 R4: 2 回	毎年 35 件 → 10 回	～R3 県立図書館調査 R4～ 社会教育課調査
②県立図書館から幼稚園・保育所等への 児童書の団体貸出冊数	5,792 冊	5,449 冊	5,900 冊	県立図書館調査
③県立図書館から公民館への児童書の 団体貸出冊数	7,019 冊	4,870 冊	7,200 冊	県立図書館調査
④県内の図書館等施設で開催される 子ども関係の展示・イベントの実施回数	[H27～H29 平均] 2,204 回	2,017 回	毎年 2,400 回	県公共図書館 年報
⑤県立図書館子ども用バリアフリー図書の 貸出冊数	805 冊	1,248 冊	1,000 冊	県立図書館調査
⑥県立図書館が主催または共催する研修会 の参加延べ人数	910 人	学校司書研修 260 人	毎年 1,000 人	県立図書館調査
⑦県立図書館が主催または共催する研修会 への読書ボランティアの参加延べ人数	[H27～H29 平均] 351 人	67 人	毎年 350 人	県立図書館調査
⑧平日に学校の授業時間以外で 30 分以上読書をする児童生徒の割合	小 31% 中 29%	小 31.3% 中 26.0%	小 40% 中 35%	全国学力・学習 状況調査
⑨生徒一人あたりの年間図書貸出冊数 (※2)	高 5.7 冊	高 5.7 冊	高 6.0 冊	教育指導課調査
⑩学校図書館を活用した 各学年1クラスあたりの授業実施時間数 (※2)	小 28 時間 中 14 時間 高 10 時間	小 31 時間 中 14 時間 高 11 時間	小 35 時間 中 20 時間 高 15 時間	教育指導課調査
⑪司書教諭発令率(※3)	小 82% 中 82% 高 58%	小 78% 義務教育学校 100% 中 73% 高 58% (R4)	小 90% 中 90% 高 70%	教育指導課調査
⑫学校司書等配置率(※4)	100%	小 100% 義務教育学校 100% 中 95.7% 高 100% (R5)	100%	教育指導課調査
⑬学校図書館活用教育に関する市町村主催の 研修会や校内研修会等への講師派遣件数	[H30.12 月時点] 8 件	2 件	毎年 10 件	～R3 県立図書館調査 R4～ 教育指導課調査
⑭県立図書館から学校への団体貸出冊数	39,676 冊	24,434 冊	41,000 冊	県立図書館調査
⑮市町村子ども読書活動推進計画の策定率 (期限切れを含まない)	57%	84% (16/19)	90%	社会教育課調査
⑯「子ども読書の日」に関連して読書啓発 活動に取り組んだ公共図書館の割合	89%	73%	100%	県立図書館調査

※1 R5 年度(目標)欄に「毎年」と記載のある項目は、R元～R5 年度の各年の目標値

※2 ⑨及び⑩の高等学校の数値は、教育指導課事業対象校 17 校の数値

※3 小中学校・義務教育学校は公立学校の数値。

高等学校の数値は、県立学校の数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

※4 小学校・義務教育学校・中学校の数値は、公立学校における図書館数(分校含む)に占める学校司書等の
配置人数。

小中同一校舎・同一館は中学校分として計上。

高等学校の数値は、県立学校の数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

Ⅲ 第5次計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(推進法第2条)であり、社会全体で積極的に子どもの読書活動の推進に取り組むことは極めて重要です。

子どもたちは、読書を通じて多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、文学作品、自然科学・社会科学関係の書籍、図鑑、新聞等を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度も培われます。

島根県では、平成21年から「子ども読書県しまね」を標榜し、家庭や地域での子ども読書活動の推進に合わせて、学校図書館に着目して、「学校図書館活用教育」を推進してきました。

また、子どもたちが発達の段階に応じた読書活動²⁷の中で、豊かな心と確かな学力を養いながら、生きる力を主体的に身に付けていくことを願い、「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」ことを目指して、第3次計画(計画期間：平成26年から30年度)以降では、3つの項目を基本目標とし、市町村と協力して取組を進めてきました。

第5次計画においても、引き続きこの基本目標を継承しながら、第4次計画期間の課題や情勢の変化等に向けた対応を「重点的に取り組むべき事項」として、基本目標の達成に向けた取組を進めます。

Ⅰ 計画の性質

(1) 計画の位置づけ

この計画は、推進法第9条第1項の規定に基づき策定するものです。

(2) 他の計画との関係

この計画は、下記の国及び県の計画との整合を図っています。

²⁷ 電子書籍等の情報通信技術を活用した読書も含む。

策定	分類	計画等の分類	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R10	R11	R12
国	基本計画	第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (子どもの読書活動の推進に関する法律)	第5次計画 (R5～9)									
島根県	総合計画	島根創生計画 (まち・ひと・しごと創生法)	(R2～6)									
	教育	島根県教育大綱 (地方教育行政の組織及び運営に関する法)	(R2～6)									
		しまね教育魅力化ビジョン (教育基本法)	(R2～6)									
		しまね特別支援教育魅力化ビジョン	(R3～12)									
		第5次子ども読書活動推進計画 (子どもの読書活動の推進に関する法律)	第5次計画 (R6～10)									
		島根県立図書館運営方針及び活動計画 (図書館法)	第2次計画 (R6～10)									
	子ども	しまねっすくすくプラン (次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法)	第5次計画 (R2～6)									
		しまね青少年プラン (スサノオプラン) (子ども・若者育成支援推進法)	第4次改定 (R4～8)									
	障がい者	島根県障がい者基本計画 (障害者基本法、読書バリアフリー法)	(R6～11)									

2 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応し、適宜見直しを図ります。

3 基本理念

「本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる」

4 基本目標

(I) 子どもと本をつなぐ活動の充実を図る

- ・ 親子や保育者とのふれあいの中で子どもが本と出会い、読書に親しむことができるよう、就学前からの読書習慣づくりを図ります。
- ・ 発達の段階に応じて図書館を利用することにより、読む楽しみや本から学ぶ楽しみを知るとともに、読む力や情報を活用する力の育成を図ります。

(2) 子どもの読書を支える人を育てる

- ・ 子どもたちの読書活動や学びを支える司書等専門職員²⁸や学校司書等の配置を促します。
- ・ 司書等専門職員や学校司書等が専門性を高め、必要な資質・能力の向上を図るための、継続的・計画的な研修の実施を支援します。

(3) 全ての子どもに読書を保障する環境を整える

- ・ 全ての子どもが本と出会う多くの機会を得ることができるよう、一人ひとりの読書を支える環境の整備に努めます。
- ・ 学校図書館、公共図書館及び関係機関における協力体制の強化を図り、読書環境の整備を推進します。

5 子どもの発達の段階ごとの目指す方向性

子どもたちが発達の段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう取組を進めます。

○就 学 前：保護者や保育者と一緒におはなしや絵本と日常的にふれあい、本に親しむ

○小中学生：学校図書館を有効に利用し、読む力や情報を活用する力を身に付ける

○高 校 生：読解力を養うとともに、本をはじめとする様々な情報を用いて、自らの課題解決に向け評価・熟考できる力を身に付ける

6 第5次計画で重点的に取り組む事項

島根県における現状や課題を踏まえ、第5次計画においては次の3つを重点的に取り組む事項とします。

(1) 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり

全く読書をしない児童生徒の割合や、平日に家や図書館で30分以上読書をする児童生徒の割合が改善されていません。子どもが発達の段階に応じて読書習慣を身に付けていく上では、乳幼児期からの本に親しむ環境づくりが重要です。「子どもの発達の段階に応じた目指す方向性」の下で、効果的な取組を推進します。

²⁸ 司書等専門職員：「図書館法」第4条で規定された「図書館に置かれる専門的職員を司書とする」と規定されている。公共図書館に置かれる、司書資格を取得した専門的職員をさす。

また、これまで全県で整備が進んできた身近な市町村図書館等における取組の推進及び支援体制の検討を行います。

(2) 学校図書館活用教育の更なる推進と ICT の適切な活用

これまでの取組により、小中学校では学校図書館の貸出冊数が増加する等、児童生徒の読書活動は進みましたが、学校図書館の図書資料等を活用して、調べ、考える学習は十分には進んでいない状況です。

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等によって、一人一台端末が当然の環境となり、今後は今まで蓄積されてきた学校図書館活用教育の授業実践と、ICT を活用した授業実践のベストミックスによって、情報活用能力とともに「主体的・対話的で深い学び」の実現による思考力・判断力・表現力の育成を図っていくことが必要です。

一方で、ICT 活用は多様な子どもたちの読書機会や環境を確保することにも寄与し、今後益々その活用の幅が広がっていくことが期待されています。

市町村や学校現場に対して、学校図書館の機能・役割と ICT 活用とのベストミックスの重要性の理解と、それを実現する校内の組織づくりや、ハード（ICT 環境整備、図書資料の整備・更新）・ソフト（学校司書の長時間勤務実現、研修による教職員のスキルアップ、公共図書館との連携）両面からの市町村のバックアップを促します。

(3) 多様な子どもたちへの読書機会の確保

子どもたち一人一人は多様な可能性を持った存在であり、多様な教育的ニーズを持っています。また、一人一人が互いに異なる背景を尊重し、それぞれが多様な経験を重ねながら、得意分野の能力を伸ばしていくことが求められており、それは読書活動においても同様です²⁹。

読書活動の推進にあたっては、全ての子どもたちの可能性を引き出すために、個別最適な学びと協働的な学び³⁰の一体的充実に資する読書環境を整備し、学びにつながる読書機会の確保に努めることが重要です。

²⁹ 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している。また、日本語指導を必要とする児童生徒も増加している。さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒の存在も指摘されている。相対的貧困状態にあるとされる子どもも一定程度存在している。本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもたちの存在も明らかになっている。読書活動の推進に当たっても、多様な子どもたちを受容し、それに対応した取組を行うことが重要である。（「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）より）

³⁰ 個別最適な学びと協働的な学び：中央教育審議会が令和3年1月に取りまとめた「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」において、「個別最適な学び」とは「一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うこと」や「子供自身が学習が最適となるよう調整する」こと、「協働的な学び」とは「探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する」学びであると定義されています。

加えて、多様な背景をもつ子どもたちを尊重・受容し、背景に対応した取組が行えるように、子どもの主体的な読書活動を支援する人材の育成を推進します。

7 計画の進捗

(1) 数値目標

達成を目指す水準として、令和 10（2028）年度の数値目標を設定します。

本計画の数値目標には、県の最上位の行政計画となる「島根創生計画」及び島根県が策定している各分野における個別計画の重要業績評価指標（KPI）等を用いて推計したものがああります。

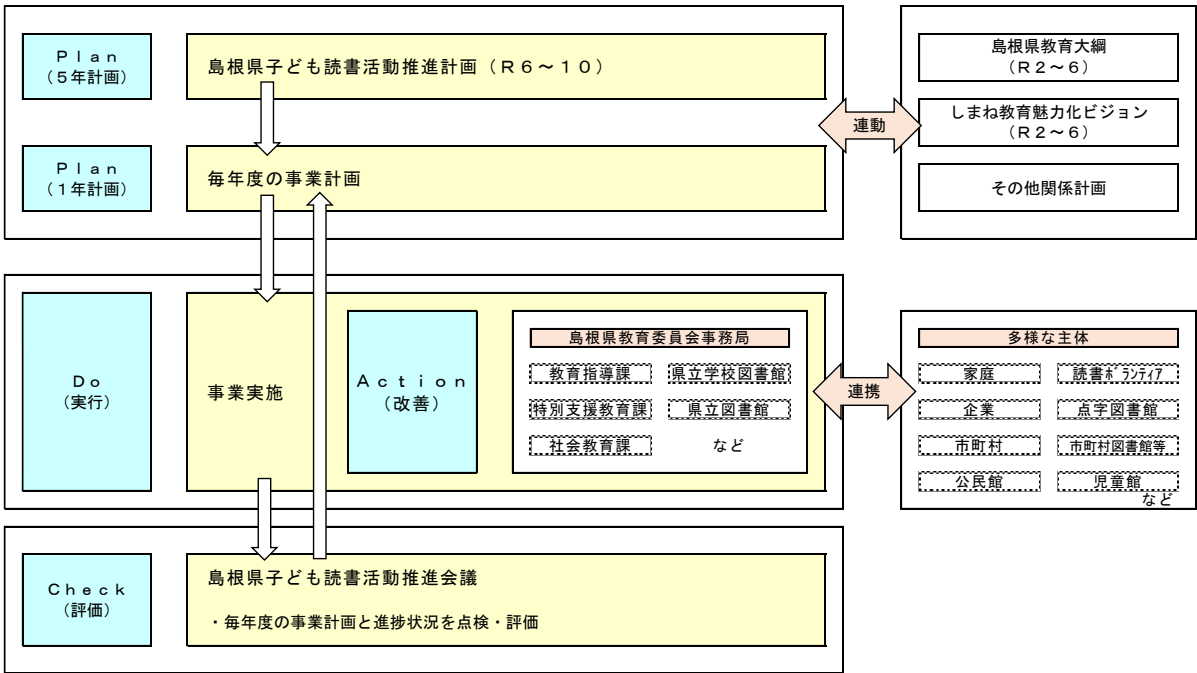
今後、島根創生計画等が改定され、KPI 等の見直しが行われた場合には、本計画の数値目標の見直しを行います。

また、島根創生計画等における毎年度ごとの各事業の達成状況等に応じた KPI 等の修正が行われた場合には、本計画の数値目標へ反映させるものとします。

(2) 進捗管理

毎年度、計画の進捗状況等の点検・評価を行い、必要に応じて施策等の追加や見直しを行います。

第 5 次島根県子ども読書推進計画の進捗管理



「子ども読書県しまね」

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの

(子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)

豊かな心

確かな学力

本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる

情報を
活用する力

考える読書

調べる読書

楽しむ読書

ふれあう読書

感性・
想像力

目指す方向性

就学前

保護者や保育者と一緒に
おはなしや絵本と日常
的にふれあい、本に
親しむ

小中学生

学校図書館を有効に利用
し、読む力や情報を活用
する力を身に付ける

高校生

文章読解力を養うととも
に、本をはじめとする
様々な情報を用いて、
自らの課題解決に向け
評価・熟考できる力を身
に付ける

大人（家庭・地域）

自ら読書を楽し
むとともに、子ど
もと読書をつな
ぎ、子どもが生
涯にわたる読書
習慣を身に付け
る環境を整える

発達の段階に応じた読書活動の中で、読書の楽しさを味わうとともに、
豊かな心と確かな学力を身に付ける

基本目標

子どもと本をつなぐ
活動の充実を図る

- 就学前からの読書習慣づくり
- 読む力や情報を活用する力の育成

子どもの読書を支える
人を育てる

- 図書館への人材配置の推進
- 専門性を高める人材研修

全ての子どもに
読書を保障する
環境を整える

- 一人ひとりの読書を支える環境の整備
- 学校図書館、公立図書館、関係機関における協力体制の強化

第5次計画で重点的に取り組むべき事項

- 乳幼児期からの本に親しむ環境づくり
- 学校図書館活用教育の更なる推進と ICT の適切な活用
- 多様な子どもたちへの読書機会の確保

第2章 施策の方向と具体的な施策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

1 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるように、推進法第6条では、保護者は子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが規定されています。

具体的には、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが望ましいとされています。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」や、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが重要です。

加えて、子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書に対する理解を深め、自ら読書に親しむことも大切です。

2 県の取組

1 家庭で本に触れる機会の充実

家庭で本に触れる機会の充実を図ります。（県立図書館）

- ・ 家庭に本を持ち帰ることができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等や公民館等³³への県立図書館の団体貸出や「しまね子育て絵本³⁴」、「お楽しみ子育て絵本」、「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」の活用を促進
- ・ 子どもの発達の段階に応じた本選びができるよう、「おすすめしたいこどものほん³⁵」や「書評雑誌に紹介された子どもの本（幼児・小学生

³³ 公民館等：社会教育法（昭和24年法律第207号）上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター（CC）、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含む。

³⁴ しまね子育て絵本：「どんな絵本を読んでいいかわからない」という声に応え、島根県立図書館が読書ボランティアの協力を得て、推薦図書リスト「おすすめしたいこどものほん」を元を選定。赤ちゃん基本（0～2歳向け）・幼児基本（3～6歳向け）・15のテーマ別セットにより構成された300冊の絵本。19市町村には約1,000冊を1セットにして寄託し、市町村図書館等を通じて幼稚園、保育所等へ貸出を行っている。

³⁵ おすすめしたいこどものほん：島根県立図書館、島根県公共図書館協議会の協同で年1回作成・発行している推薦図書リスト。新刊及び長く読みつがれた本を掲載しており、「乳幼児向け」「小学生向け」の2種類からなる。

向け、中・高校生向け)」等のリストの作成及び情報提供

2 市町村と連携した保護者への啓発

市町村と連携協力し、子どもが読書に親しむきっかけをつくり、家庭での読書が習慣化するように、保護者への啓発に努めます。（社会教育課、県立図書館、教育指導課）

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等や公民館等と連携し、子育てサークルやPTA活動等の保護者を対象とした講座やイベント等での啓発
- ・ 乳幼児期からの家庭での読書活動を推進するため、絵本の読み聞かせ記録手帖「絵本ダイアリー」を作成し、「こどもの読書週間」に合わせて市町村図書館等や県立図書館を通じて配布
- ・ 「しまね家庭の日³⁶」との連携による家庭での読書活動の推進
- ・ 家庭における読み聞かせや読書の重要性をテーマにした研修会の開催を通して、市町村に対して家庭における読書推進を働きかけ
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の保護者会等において、子どもの育ちと読書（読み聞かせ）の重要性について、勉強会の開催を支援
- ・ 親子読書アドバイザーの活用について関係機関への更なる周知

3 幼稚園教諭・保育士等³⁷への親子読書研修会の開催

幼稚園教諭・保育士等に対して、本の選び方や読み聞かせの仕方、親子読書等についての研修機会の提供を行います。（社会教育課、教育指導課）

4 これから親になる方や学生への啓発

これから親になる方や幼稚園教諭・保育士等を目指す学生に対し、家庭での読み聞かせの大切さについて理解を深めてもらうよう啓発に努めます。（県立図書館）

- ・ これから親になる方や学生が集まる機会への親子読書アドバイザーの派遣
- ・ 市町村の広報誌等を活用した啓発

³⁶ **しまね家庭の日**：昭和41年9月、「青少年育成島根県民会議」が発足。当初から毎月第3日曜日を「家庭の日」として様々な活動を展開。平成14年5月、現行の「しまね家庭の日」県民運動推進基本方針を策定し、毎月第3日曜日を「しまね家庭の日」として提唱。ただし、市町村民会議は、地域の事情により月1回都合の良い日を指定して実施可としている。

³⁷ **幼稚園教諭・保育士等**：幼稚園教諭、保育士、保育教諭。

Ⅱ 地域における子どもの読書活動の推進

Ⅰ 図書館

(Ⅰ) 公共図書館の役割

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年文部科学省告示第 172 号。以下「望ましい基準」という。)、³⁸「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(平成 18 年 3 月文部科学省提言)等に基づき、地域住民の生涯学習を推進する社会教育施設として、地域における子どもの読書活動の推進に努めることとされています。子どもの読書推進に関連して、主に以下のサービス等の実施に努めることとされています。

子どもの読書推進に関連して、主に以下のサービス等の実施に努めることとされています。

① 乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

② 児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

③ 障がい児と保護者に対するサービス

視覚障がい者等が利用しやすい書籍(アクセシブルな書籍)³⁸、視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等(アクセシブルな電子書籍等)³⁹及び手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

³⁸ 視覚障がい者等が利用しやすい書籍(アクセシブルな書籍):「視覚障がい者等が利用しやすい書籍」とは、読書バリアフリー法第 2 条第 2 項において、「点字図書、拡大図書その他の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義され、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LL ブック、布の絵本等がある。(「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和 5 年 3 月)より)

³⁹ 視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等(アクセシブルな電子書籍等):「視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等」とは、読書バリアフリー法第 2 条第 3 項において、「電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…(略)…であって、電子計算機等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができるもの」と定義され、例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等がある。(「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(令和 5 年 3 月)より)

- ④ 日本語を母語としない子どもと保護者に対するサービス
外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内
- ⑤ 図書館への来館が困難な子どもと保護者に対するサービス
宅配サービス、移動図書館の実施
- ⑥ ボランティア活動等の促進
読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供
- ⑦ 多様な学習機会の提供
子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等の主催、関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備
- ⑧ 運営状況に関する評価
運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価の実施、目標の設定に関し、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標の採用、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価の実施

加えて、都道府県立図書館は市町村立図書館と同様に住民に直接サービスするとともに、域内の市町村立図書館の求めに応じて、市町村では購入することが難しい専門的・学術的な資料の収集、相互貸借資料を行き来させる物流ネットワークの整備、職員の資質・能力の向上を図るために必要な研修の実施などに努めることが重要な役割とされています。

なお、島根県においても、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で示された「基本的運営方針及び事業計画」として、県立図書館のあるべき姿や5年間の取組の方向性を示した「島根県立図書館運営方針及び活動計画」(令和6～10年度)を策定しています。

(2) 県の取組

① 読書活動の推進

5 子どもや保護者に対するサービスの充実

子どもがより多くの本に出会い、読書の楽しみを知ることができるよう、子どもや保護者に対するサービスの充実に努めます。(県立図書館)

- ・ 読書ボランティア等との連携による読み聞かせやストーリーテリング⁴⁰など本に親しむ機会の提供
- ・ レファレンスサービスや読書相談等の充実
- ・ 県立図書館の蔵書に関する情報や、読書活動の機会に関する情報を、ホームページや SNS、パンフレット等を活用して積極的に提供
- ・ 子どもの意見を聴取し、その声を活かして行事や展示等を実施することで読書活動の推進を図る

6 多様な子どもたちへの読書機会の提供

障がいのある子ども、日本語能力に応じた支援を必要とする子ども、読み書きが苦手な子ども等、すべての子どもたちがより身近に本と出会える場や機会を提供するとともに、利用しやすい施設・設備の整備に努めます。(県立図書館)

- ・ 大活字本、DAISY⁴¹図書、LLブック⁴²等のバリアフリー資料⁴³の充実
- ・ 国立国会図書館や視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」が実施しているインターネットを利用したサービスに関する情報提供
- ・ 他機関と連携したイベントやタイアップ事業の実施を通して、バリアフリー資料の活用促進
- ・ 拡大読書器、リーディングトラッカー、筆談用のコミュニケーションボード等の読書補助具の周知
- ・ 身体に障がいがあり、最寄りの図書館への来館が困難な利用者の自宅に郵送で図書館資料を貸し出しする貸出サービスの提供
- ・ 日本語以外の言語で書かれた資料、やさしい日本語で書かれた資料、日本語や日本文化を学ぶための資料等の充実
- ・ 市町村図書館等へのバリアフリー資料のセット貸出
- ・ 保護者や学校関係者等、障がいのある子どもや日本語能力に応じた支援を必要とする子どもを支える大人に対する支援及びサービスの

⁴⁰ ストーリーテリング：語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。図書館では、公共図書館や学校図書館で子どもを対象に図書館員や教師が物語を語ることを指す。(「図書館情報学用語辞典 第5版」より)

⁴¹ DAISY：「Digital Accessible Information SYstem」の略。活字による読書が困難な人々のための国際的なデジタル録音資料制作システム。当初は視覚障がい者のための録音図書制作システムであったが、近年は音声だけでなく、画像やテキストデータとともにインターネットでも提供できるマルチメディア対応型記録媒体となっている。(「図書館情報学用語辞典 第5版」より)

⁴² LLブック：知的障がいのある人や母語を異にする人など読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本。やさしめに書かれた文章、絵記号(ピクトグラム)、イラスト、写真などで構成される。LLとはスウェーデン語の Lättläst (=やさしくてわかりやすい)の略。

⁴³ バリアフリー資料：本計画におけるバリアフリー資料は、大活字本、点字本、DAISY図書(マルチメディア DAISY 図書を含む)、LLブックを指す。

周知

- ・ 障がい者サービスや多文化サービスについての職員の理解促進
- ・ 非来館型サービスの拡充

7 読書ボランティアとの連携及びその活動支援

しまね子どもの読書等推進の会⁴⁴をはじめとする読書ボランティアや団体等との連携の推進や活動の支援に努めます。(県立図書館、社会教育課)

- ・ 多様なボランティア活動の機会や場所の提供
- ・ ボランティア等の資質向上のための研修や交流機会の提供
- ・ 親子読書アドバイザーが各地域において読書普及活動をしやすくなるよう、関係機関に周知

② 司書の配置・資質向上

8 県立図書館における適正な司書の配置

子ども読書活動の推進における重要な役割を担う司書について、県立図書館での適正な配置に努めます。(県立図書館、社会教育課)

9 県立図書館職員の人材育成

県立図書館は、子ども読書活動の推進に必要な図書館に関する情報を収集し司書の専門知識を高めるために、県内外で開催される研修等を受講し、研鑽に努めます。(県立図書館)

10 市町村図書館職員のスキルアップの支援

県公共図書館協議会⁴⁵や県図書館協会主催の集合研修のほか、職員を派遣して市町村図書館等の実情に合った研修を行い、市町村図書館等の職員のスキルアップを支援します。(県立図書館)

③ 資料や施設の環境整備

11 子どもの読書活動のための資料の充実とスペースの確保

子どもの読書活動に必要な資料及び情報が提供できる総合的な環境

⁴⁴ しまね子どもの読書等推進の会：子どもの読書環境及び読書活動に関心のある者の連携と資質向上を図り、県内における子どもの読書活動等の推進に寄与することを目的として平成13年度に設立した読書ボランティア団体。地域に根ざした活動を行うため県内10か所に支部があり、県立図書館は県事務局としてその連携の支援を行っている。

⁴⁵ 県公共図書館協議会：図書館事業の振興と、文化の向上発展を図ることを目的として、県内の公共図書館と公民館図書室等により組織（昭和37年4月設立）。

づくりに継続して努めます。(県立図書館)

- ・ 乳幼児から高校生まで発達の段階に応じた図書の収集
- ・ バリアフリー資料や外国語資料の収集
- ・ 子どもの読書や児童書⁴⁶に関する研究資料の収集
- ・ 子どもの利用のためのスペースの確保・充実

12 県立図書館による市町村図書館等への支援

市町村に対して、市町村図書館等の資料整備、児童サービス⁴⁷が充実するよう、本館及び西部読書普及センターの職員が資料収集や行事の企画等運営についての助言や情報の提供に努めます。(県立図書館)

13 市町村間の物流支援

安定した搬送システムを維持することにより、市町村図書館等との相互貸借や市町村間の物流を支援します。(県立図書館)

2 子どもが集まる場（公民館・児童館等）

(1) 子どもが集まる場の役割

公民館等は、地域住民にとって身近な学習拠点、交流の場、地域コミュニティ形成の場等としての役割を担っており、その図書室や図書コーナーは身近な読書活動を行う施設として機能しています。

また、児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設⁴⁸です。

こうした公民館等や児童館は、公共図書館とも連携した図書の貸出し、地域のボランティアによる読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動、読み聞かせボランティアの育成など、地域に密着した読書活動の機会が提供されており、子どもたちの読書活動の推進に重要な役割を果たしています。

こうした施設において読書機会をさらに増やしていくために、公共図書

⁴⁶ 児童書：乳幼児から小学生、中学生くらい（0歳から13、14歳くらい）の読書興味や読書レベルにあった図書。児童図書、子どもの本ともいう。絵本、昔話、幼年文学、児童文学、伝記、科学の本、実用書、レファレンスブックなどに分けることができる。（「図書館情報学用語辞典 第5版」より）

⁴⁷ 児童サービス：公共図書館が提供するサービスの中で、特に幼児から中学1年生程度を対象とするもの。（「図書館情報学用語辞典 第5版」より）

⁴⁸ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

館との一層の連携協力も期待されます。

(2) 県の取組

14 公民館や児童館等における読書活動の推進

市町村に対して、公民館等や児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室⁴⁹、放課後児童クラブ⁵⁰等における読書活動の充実を働きかけます。（社会教育課、県立図書館）

- ・ 地域のボランティアと連携した読み聞かせ等、子どもが本と出会う機会の充実の支援
- ・ 県立図書館の団体貸出や「しまね子育て絵本」、「お楽しみ子育て絵本」、「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」の活用の促進【取組Ⅰの再掲】
- ・ 公民館等や地域のボランティア等に対する研修を通じた読書の重要性についての啓発

15 青少年社会教育施設における読書活動の推進

県立の青少年社会教育施設である青少年の家（サン・レイク）及び少年自然の家において、子どもの体験活動と本を結び、より充実した体験へとつなげるよう、読書活動の機会の充実に努めます。（社会教育課）

3 読書ボランティア等

(1) 読書ボランティア等の役割

読書ボランティアは、公共図書館や学校、幼稚園・保育所・認定こども園等で読み聞かせやストーリーテリング等の活動を通して子どもと本をつなぎ、子どもたちの読書活動を推進する上で大きな役割を果たしています。

読書ボランティアには、それぞれの資質が子どもの読書の質に影響を与えることから、自己研鑽に励み資質の向上に努めることが望まれます。

(2) 県の取組

⁴⁹ 放課後子ども教室：すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組。

⁵⁰ 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。（児童福祉法第6条の3第2項に規定）

再 読書ボランティアとの連携及びその活動支援

しまね子どもの読書等推進の会をはじめとする読書ボランティアや団体等との連携の推進や活動の支援に努めます。【取組７の再掲】（県立図書館、社会教育課）

- ・ 多様なボランティア活動の機会や場所の提供
- ・ ボランティア等の資質向上のための研修や交流機会の提供

16 しまね子ども読書フェスティバルの開催

「しまね子ども読書フェスティバル」の開催を通して、読書ボランティアやサークル等の資質向上とネットワークの強化を図ります。（社会教育課）

Ⅲ 幼稚園・保育所・認定こども園等における子どもの読書活動の推進

Ⅰ 幼稚園・保育所・認定こども園等の役割

幼稚園・保育所・認定こども園等は、子どもが読書を楽しむ習慣を身に付ける上で大きな役割を果たします。

幼稚園・保育所・認定こども園等では、乳幼児が読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語に親しむ機会を確保することが大切です。また、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

Ⅱ 幼稚園・保育所・認定こども園等における取組の推進

- 乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を充実させることが重要です。
 - ・ 職員や読書ボランティア、市町村図書館等との連携による絵本の読み聞かせの充実
 - ・ 市町村図書館等の団体貸出の利用や図書選定の協力等による読書環境の充実
 - ・ 保護者に対する親子読書の大切さや読み聞かせの楽しさの啓発・理解の促進
 - ・ 小中学生等による幼児への読み聞かせなど、異年齢交流を通じた絵本や物語に触れる多様な読書活動の実施
- 絵本や物語に親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、言葉による伝え合いを楽しむようになる教育・保育が大切です。
- 身近で親しみやすい絵本コーナーの設置や、保護者やボランティア等と連携・協力した図書の整備を図る必要があります。

Ⅲ 県の取組

再 団体貸出や「しまね子育て絵本」等の活用促進

県立図書館による幼稚園・保育所・認定こども園等への児童書の貸出や「しまね子育て絵本」「お楽しみ子育て絵本」「幼稚園・保育所お楽しみ子育て絵本」の活用の促進等により、本に触れる機会の充実を図ります。【取組Ⅰの再掲】（県立図書館）

再 幼稚園教諭・保育士等への親子読書研修会の開催

幼稚園教諭・保育士等に対して、本の選び方や読み聞かせの仕方、親子読書等についての研修機会の提供を行います。【取組３の再掲】（社会教育課、教育指導課）

再 保護者等に向けた親子読書勉強会の開催

幼稚園・保育所・認定こども園等の保護者会等において、子どもの育ちと読書（読み聞かせ）の重要性について、勉強会の開催を支援します。【取組２の再掲】（社会教育課、教育指導課）

IV 学校図書館活用教育の推進

I 学校（学校図書館）の役割

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領⁵¹において、「言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実させること」が示されています。

また、各教科等の指導に当たっては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が示されています。

学校図書館は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 2 条において「学校図書館は、図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう」とされており、具体的には次の 3 つの機能を担っています。

図表 24 学校図書館の機能

機能	説明
①読書センター	【読む力の育成、人間性の涵養】 児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場としての学校図書館の機能
②学習センター	【資料活用で学習を豊かに、授業改善】 児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場としての学校図書館の機能
③情報センター	【情報ニーズへの対応、情報活用能力の育成】 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場としての学校図書館の機能

資料：「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編」及び全国学校図書館協議会・主導主事研修委員会「I人I台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識（2021 年 9 月）」を参考に作成

⁵¹ 学習指導要領：小学校学習指導要領と中学校学習指導要領は平成 29 年告示、高等学校学習指導要領は平成 30 年告示、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領は平成 29 年及び平成 31 年告示

こうした学校図書館の機能が充実し、その役割を果たすことで、児童生徒の豊かな心や確かな学力を育成し、児童生徒がこれからの未来を生き抜く力を育むことにつながります。

加えて、近年では学校内における児童生徒の「心の居場所」としての役割が新たに認識されるようになりました。学習指導要領解説総則編においても、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境整備、不登校児童生徒が登校した場合の支援先としての活用必要性が示されています。

島根県では、これまで学校司書等の配置により「読書センター」の機能の充実と読書活動における学校図書館の利活用が進んできました。今後は、この機能に加え、児童生徒の言語能力や情報を活用する力等の育成を支えるため、「学習センター」「情報センター」の機能を充実させ、授業での様々な学習における利活用を進めること、さらには主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びの実現への支援や心の居場所としての支援の充実などが求められています。

学校図書館がこれらの機能を一層発揮するためには、司書教諭や学校司書等の配置やその資質向上のための研修、学校図書館の整備・充実だけでなく、学校図書館活用教育の意義や効果について学校内での共有を図ることが重要です。学校図書館の館長としての役割を担っている校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が学校図書館活用教育を理解し、学校全体で取り組むことによって、児童生徒に豊かな心や情報を活用する力が育まれることが期待されます。

2 学校（学校図書館）における取組の推進

(I) 読書活動の推進

○ 児童生徒が読書の楽しさに気づき、生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げ読書の質が向上するように、児童生徒が様々な本に触れる機会を充実させることが重要です。

- ・ 様々な教科等における読書指導の充実
- ・ 朝読書など全校一斉の読書活動の継続・充実
- ・ 教職員や児童生徒図書委員会による図書の紹介
- ・ 児童生徒相互の図書紹介や読書会、ビブリオバトル等による読書経験の共有
- ・ 児童生徒による幼児への読み聞かせなど、異年齢交流を通じた絵本や物語に触れる多様な読書活動の実施
- ・ 司書教諭や学校司書等が中心となり、市町村図書館等や読書ボランティアと連携して行う読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク

ク⁵²等多様な読書活動の実施

- 特別な支援を必要とする児童生徒が読書を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立つ等の適切な支援を行う必要があります。
 - ・ 読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク、マルチメディア DAISY 図書の体験等、多様な読書活動の実施
- 市町村図書館等を利用するきっかけをつくるため、学校図書館を活用する授業の一環として、地域にある市町村図書館等の見学や、実際に本を借りる機会をつくることが大切です。

(2) 言語活動や探究的な学習の充実

- 教科等において学校図書館の機能を活かした言語活動を展開し、児童生徒の言語能力や、課題を解決するために必要な情報活用能力（情報リテラシー）の育成を図ることが重要です。
 - ・ 教科の目標を達成するための効果的な学習活動（言語活動等）の設定と、その過程や手段として図書資料等の活用
 - ・ 授業者と司書教諭・学校司書等の連携協力の充実
 - ・ 図書館だより等による児童生徒や教職員、保護者等への広報活動の充実

(3) 校内体制の整備

- 学校図書館の機能・役割の重要性の理解を教職員に促すとともに、司書教諭が教員、学校司書等と連携をとり、学校図書館活用教育を進められるよう、校務分掌上の配慮や活動時間の確保等の校内体制を一層充実させる必要があります。
- 学校司書等がその役割を果たすにあたって、学校司書等の任用や司書教諭の発令状況、学校の重点取組事項等を考慮し、学校司書等の職務内容等を明確にすることが重要です。

⁵² ブックトーク：教師や図書館員などが、子どもたちあるいは図書館の一般利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本を、エピソードや、主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、批評や解説を加えながら一つの流れができるように順序よく紹介したもの。（「図書館情報学用語辞典 第5版」より）

図表 25 学校内における校内体制と役割

校長	学校図書館の館長としての役割を担う。校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要がある。
司書教諭	学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。
学校司書等	学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と連携しながら進める役割を担う。
教員	各教科等において、学校図書館を積極的・計画的に活用し、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動の充実を図る役割を担う。

資料：第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年3月）及び学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参考に作成

(4) 資料や施設的环境整備

- 各教科等において学校図書館の活用を拡大するために、様々な興味・関心や専門分野に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実することが重要です。
 - ・ 各校の教育活動や児童生徒の実態に合わせ、学校図書選定委員会を中心とした適切な選書と計画的な図書の整備
 - ・ 新聞を活用した学習を行うための環境整備と新聞配備の充実
 - ・ 資料のわかりやすい配置・表示の工夫や、学校図書館のインターネット環境とICT機器の整備
 - ・ 多目的スペースへの読書コーナーの設置など、児童生徒が利用しやすい校内読書環境の工夫
- 学校図書館単独では対応が難しい様々なニーズにも対応できるように、公立図書館や他校の学校図書館との連携を推進する必要があります。
 - ・ 市町村図書館等や他校の学校図書館の資料の有効活用（団体貸出、相互貸出、市町村図書館等の電子書籍に1人1台端末からのアクセスを可能にすること等）
- 児童生徒の障がいや発達の段階に応じた図書の充実や図書を手に取り

やすい環境を整備する必要があります。

- ・ 図書や書架の配置や照明等の環境整備の充実
- ・ 点字本や大型絵本、布絵本、紙芝居、パネルシアター⁵³、マルチメディア DAISY 図書等のバリアフリー図書の整備
- ・ 拡大読書器やリーディングトラッカー等の器具の整備

3 県の取組

(1) 言語活動や探究的な学習の充実

17 学校図書館活用教育の推進

学校図書館活用教育が推進するよう市町村や各学校への啓発と支援に努めます。(教育指導課)

- ・ 市町村の学校図書館活用教育に関する意識向上の働きかけ
- ・ 学校図書館と市町村図書館等との連絡会等の開催の働きかけ
- ・ 学校の管理職を含む教職員を対象とした研修会開催の働きかけ
- ・ 市町村主催研修会や校内研修会、市町村の教育研究会等への講師派遣
- ・ 多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置づけることについての啓発
- ・ 紙媒体を中心とした従来の図書館活用教育の実践を生かしつつ、ICTを活用した実践との両立を図る働きかけ
- ・ 学習指導案や教科単元別教材リスト等の情報提供

(2) 学校図書館への人材配置・研修の推進

18 小中学校への学校司書等の継続的な配置と司書教諭発令の促進

市町村に対し、小中学校への学校司書等の配置を支援するとともに、司書教諭の発令と資格取得を促します。(教育指導課)

- ・ 学校司書等の配置への支援
- ・ 現職教諭への司書教諭資格取得に係る経費の補助による資格取得の促進
- ・ 12 学級未満の学校における司書教諭発令への働きかけ

⁵³ パネルシアター：白や黒の起毛した布地を張った 60×100 cm 程度のパネル（舞台）に、不織布で作った人形や背景の絵を貼ったり外したり移動したりしながら物語を演じる人形劇。（「図書館情報学用語辞典 第5版」より）

19 県立学校への学校司書等の継続的な配置と司書教諭発令の推進

全ての県立学校への学校司書等の配置を継続するとともに、司書教諭資格取得者を増やすよう努め、発令を推進します。(教育指導課、特別支援教育課)

- ・ 学校司書等の配置の継続
- ・ 現職教諭への司書教諭資格取得に係る経費の一部補助による資格取得の促進
- ・ 12 学級未満の学校における司書教諭発令の推進

20 学校図書館の活用に係る研修の実施

学校図書館の積極的かつ効果的な活用に係る研修を実施します。(教育指導課、特別支援教育課)

- ・ 司書教諭や学校図書館担当教員、学校司書等を主に対象とした、学校図書館を効果的に運営するための研修の実施
- ・ 教職員全般を対象とした、学校図書館の積極的な活用と幼児児童生徒の多様なニーズに応じた読書活動の推進のための研修の実施

21 県立図書館による学校司書等の研修機会の提供

学校司書等の専門的技能の向上のため、研修の機会を提供します。(県立図書館)

22 市町村が開催する研修会への支援

市町村に対し、各学校の実情に合った研修を実施するよう促すとともに、研修会への講師派遣等により、市町村が開催する研修会を支援します。(教育指導課)

(3) 資料や施設的环境整備

23 学校図書館図書標準⁵⁴等を参考とした適切な環境整備

学校図書館図書標準等を参考として、バランスのとれた図書の整備や新聞の配置、図書の適切な更新を行うよう市町村に働きかけます。(教育指導課)

24 県立図書館による団体貸出制度の利用促進

蔵書が不足している小中学校に、県立図書館の団体貸出制度の周知を図り利用を促します。(県立図書館)

⁵⁴ 学校図書館図書標準：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成 5 年 3 月に文部科学省が定めたもの。

25 バリアフリー資料の利用促進

特別な支援が必要な幼児児童生徒への読書環境の充実のため、バリアフリー資料をはじめとする図書館資料の利用促進を図ります。（特別支援教育課、県立図書館）

26 学校図書館活用教育における ICT の効果的な利活用事例の情報提供

学校図書館や学校司書に関わる施設整備が進み、学校図書館活用教育における ICT の効果的な利活用が推進されるよう、好事例等の情報提供に努めます。（教育指導課）

27 施設整備事例の情報提供

各学校における多様な読書活動を促す施設整備が進むよう、これまでの魅力的な施設整備事例（学校図書館整備DVD「学校図書館大改造」、学校図書館における適切な教育的配慮の事例等）の情報提供に努めます。（教育指導課）

V 推進体制の充実

I 県における推進体制

28 「子ども読書活動推進会議」の開催

学校教育関係者、社会教育関係者、読書活動実践者等で構成される「子ども読書活動推進会議」を開催します。（社会教育課）

- ・ 会議を通して、計画の進行管理、子ども読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な実施を推進
- ・ 会議で協議された内容や県の取組をホームページに掲載し、各機関での能動的な取組に役立てるとともに、多様な関係者との連携・協力を推進

2 市町村、関係機関及び各種団体等との連携

29 市町村子ども読書活動推進計画の策定・改定

「島根県子ども読書活動推進計画」及び県内市町村での子ども読書活動推進計画の策定状況を市町村に説明し、市町村での計画の策定・改定を働きかけます。（社会教育課）

30 点字図書館による貸し出し等

点字図書館は、視覚等の障がいにより読字に困難がある方を対象に、点字図書や録音図書、テキスト DAISY などアクセシブルな図書の貸し出しを行います。

また、点字図書や録音図書などを製作するボランティアの養成を行います。（障がい福祉課）

※ 県内にある点字図書館は、ライトハウスライブラリー⁵⁵と西部視聴覚障害者情報センター

31 県公共図書館協議会内の交流・連携

県公共図書館協議会を通じ、県内の公共図書館の交流・連携を図ります。（県立図書館、社会教育課）

32 県図書館協会内の交流・連携

県図書館協会を通じ、館種を越えた図書館や読書団体同士の交流・連携を図ります。（県立図書館、社会教育課）

⁵⁵ ライトハウスライブラリー：社会福祉法人島根ライトハウスが運営する点字図書館。点字図書、録音図書の貸出をはじめ、見えなくても見えにくくても豊かに生活を送ることができるよう、相談に応じたり、様々な訓練の実施、便利な道具や機器の紹介、関連情報の提供などを行なっている。

再 読書ボランティアとの連携及びその活動支援

しまね子どもの読書等推進の会をはじめとする読書ボランティアや団体等との連携の推進や活動の支援に努めます。【取組 7 の再掲】(県立図書館、社会教育課)

- ・ 多様なボランティア活動の機会や場所の提供
- ・ ボランティア等の資質向上のための研修や交流機会の提供

33 その他の諸団体との協働

市町村、読書ボランティア、企業等と協力し、親子で本と親しむ各種事業や広報活動に取り組み、協働によって読書活動の推進に努めます。(県立図書館)

34 「地域学校協働活動⁵⁶」を通しての子ども読書活動の充実

幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される読み聞かせ活動や学校図書館への支援を通じて、子どもの読書活動の充実を図ります。(社会教育課)

3 普及啓発活動の推進

35 「子ども読書の日」等を中心とした普及啓発の促進

「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)を中心に、国の広報活動と連携して「子ども読書の日⁵⁷」(4月23日)、「文字・活字文化の日⁵⁸」(10月27日)の趣旨にふさわしい事業に取り組みます。(社会教育課、県立図書館)

36 各種広報媒体を通じた優良事例等の情報提供

家庭・地域・学校における優良事例や先進的事例を情報収集し、ホームページや SNS、広報誌等を通じた情報提供に努めます。(社会教育課、県立図書館)

⁵⁶ 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

⁵⁷ 子ども読書の日：国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、設けられた日（推進法第10条第1項）。

⁵⁸ 文字・活字文化の日：読書週間の初日にあたる10月27日。文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた、「文字・活字文化振興法」第11条第2項に定められている。

37 優れた取組に対する表彰

国における「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰⁵⁹」制度を活用し、優れた取組を奨励します。（社会教育課）

⁵⁹ 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰：文部科学省において、平成14年度から読書の推進に資するため、優れた取組等を行っている学校、図書館及び団体（個人）を表彰。県からは毎年、学校3校、図書館1館、団体または個人を1団体（人）を上限として推薦している。

第3章 数値目標等

I 数値目標

達成を目指す水準として、令和10年度の数値目標を下表のとおり設定します。

	数値目標の項目	直近値 (R4)	R10 (目標)	把握方法
I (家庭・日 幼保)	① 子どもの読書に関する研修会の開催回数 【当該年度4月～3月】	2件	10件	社会教育課調査
	② 県立図書館から幼稚園・保育所・認定こども園等への児童書の団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】	5,449冊	5,900冊	県立図書館調査
II (地域)	(再) 県立図書館から幼稚園・保育所・認定こども園等への児童書の団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】			
	③ 県立図書館から公民館等への児童書の団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】	4,870冊	7,200冊	県立図書館調査
	④ 県立図書館から学校への団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】	24,434冊	41,000冊	県立図書館調査
	⑤ 県立図書館の子ども用バリアフリー資料の貸出冊数(※1) 【当該年度4月～3月】	— (※2)	1,500冊	県立図書館調査
	⑥ 県立図書館が主催または共催する研修会に対する図書館職員の満足度(5段階評価) 【当該年度4月～3月】	— (※3)	平均4以上	県立図書館調査
III (学校)	⑦ 平日に学校の授業時間以外で30分以上読書をする児童生徒の割合 【当該年度4月】	小 30.8% 中 26.6% (R5)	小 34% 中 29%	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
	⑧ 1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数(※4) 【当該年度4月～3月】	小 31時間 中 14時間 高 11時間	小 34時間 中 17時間 高 14時間	教育指導課調査

	数値目標の項目	直近値 (R4)	R10 (目標)	把握方法
Ⅲ (学校)	⑨ 司書教諭発令率(※5) 【当該年度5月】	小 78% 義務教育学校 100% 中 73% 高 58% 特 75%	小 90% 義務教育学校 100% 中 90% 高 70% 特 100%	教育指導課・ 特別支援教育課 調査
	⑩ 学校司書等配置率(※6) 【当該年度5月】	小 100% 義務教育学校 100% 中 95.7% 高 100% 特 100% (R5)	小 100% 義務教育学校 100% 中 100% 高 100% 特 100%	教育指導課・ 特別支援教育課 調査
	(再) 県立図書館から学校への団体貸出冊数 【当該年度4月～3月】			
Ⅳ (体制)	⑪ 市町村子ども読書活動推進計画の策定率 (期限切れを含まない)【当該年度3月】	84%	100%	社会教育課調査
	⑫ 「子ども読書の日」に関連して読書啓発 活動に取り組んだ公共図書館の割合 【当該年度4月～5月】	73%	100%	県立図書館調査

※1 バリアフリー資料の貸出冊数は点字資料・大活字本・DAISY図書・LLブックの貸出冊数。

※2 平成26年度に県立図書館で整備したバリアフリー図書(大活字本、点字本、LLブック、絵事典、DAISY図書、マルチメディアDAISY図書、音声CD、布絵本、エプロンシアター、パネルシアター)の貸出冊数は1,248冊。

※3 これまで統一したアンケートを実施しておらず、直近値は該当なし。計画改定に合わせて研修評価基準を統一。

※4 ⑧の高等学校の数値は、直近値は教育指導課事業対象校17校、R10目標値は全校の数値。

※5 小中学校・義務教育学校は公立学校の数値。

高等学校の数値は、県立学校のみ数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

特別支援学校の数値は、全12校のうち、各校1名以上の発令をしている学校数の割合。

※6 小学校・義務教育学校・中学校の数値は、公立学校における図書館数(分校含む)に占める学校司書等の配置人数。

小中同一校舎・同一館は中学校分として計上。

高等学校の数値は、県立学校のみ数値。分校は学校数に含め、併設定通は学校数に含めない。

特別支援学校の数値は、全12校のうち、各校1名以上の配置している学校数の割合。

Ⅱ 参考指標

社会全体で子ども読書活動の推進状況を測る目安として、経年変化を把握するため、下表のとおり参考指標を設定します。

			過去の数値 (H27)	直近値 (R1)
① 全校一斉の読書活動をしている学校の割合 【当該年度3月】	小	島根県	98.5%	97.5%
		全国	97.1%	90.5%
	中	島根県	96.9%	97.8%
		全国	88.5%	85.9%
	高	島根県	47.2%	47.2%
		全国	42.7%	39.0%
② 公共図書館と連携している学校の割合 【当該年度3月】 ・公共図書館資料の学校への貸出 ・公共図書館との定期的な連絡会の実施 ・公共図書館司書等による学校への訪問	小	島根県	99.0%	99.0%
		全国	82.2%	86.0%
	中	島根県	89.6%	93.5%
		全国	57.5%	65.4%
	高	島根県	100%	97.2%
		全国	51.1%	54.5%
③ ボランティアと連携している学校の割合 【当該年度3月】 ・配架や貸出・返却業務等、図書館サービスに係る支援 ・学校図書館の書架見出し、飾りつけ、図書の修繕等支援 ・読み聞かせ、ブックトーク等、読書活動の支援	小	島根県	92.1%	86.4%
		全国	81.4%	78.7%
	中	島根県	44.8%	35.9%
		全国	30.0%	27.9%
④ 学校図書館における図書標準達成率 【当該年度3月】	小	島根県	45.3%	60.1%
		全国	66.4%	71.2%
	中	島根県	17.7%	33.7%
		全国	55.3%	61.1%

資料：文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

			過去の数値 (H29)	直近値 (R5)
⑤ 平日に学校の授業時間以外で全く読書をしていない児童生徒の割合 ※調査項目「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、読書を読みますか」の問いに対し、「全くしない」	小	島根県	19.2%	27.8%
		全国	20.5%	24.5%
	中	島根県	31.4%	32.3%
		全国	35.6%	36.8%
⑥ 読書が好きな子どもの割合 ※調査項目「読書が好きですか」の問いに対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計	小	島根県	71.7%	63.5%
		全国	74.3%	71.8%
	中	島根県	72.8%	65.6%
		全国	69.9%	66.0%

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

		過去の数値 (H24)	過去の数値 (H29)	直近値 (R3)
⑦ 児童書の蔵書冊数 【当該年度3月】	県立図書館	197,312冊	195,576冊	174,182冊
	市町村図書館等	142,582冊	891,251冊	961,138冊
⑧ 児童書の貸出冊数 【当該年度4月～3月】	県立図書館	119,859冊	124,599冊	111,478冊
	市町村図書館等	1,210,779冊	1,216,429冊	1,164,350冊

資料：島根県公共図書館協議会「島根県公共図書館年報」より作成